

※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 市長提出議案目錄 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案番号	件 名	頁	摘 要
報17	専決処分したものの報告について	3	
(専12)	損害賠償の額を定めることについて	5	物損事故
報18	株式会社北前館第33期の決算及び第34期の事業計画に関する書類について	7	
88	市道路線の廃止について	23	市道小丸来日線
89	市道路線の認定について	29	市道小丸線 市道港菊屋島線
90	財産の無償貸付について	37	
91	事業契約の締結について	41	総合健康ゾーン健康増進施設運営・維持管理事業
92	豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定について	45	
93	豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について	49	
94	豊岡市立長寿園の指定管理者の指定について	53	
95	豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者の指定について	57	
96	豊岡市立玄武洞公園の指定管理者の指定について	61	
97	豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定期間変更について	65	
98	豊岡市営江原駅東駐車場及び豊岡市営江原駅西駐車場の指定管理者の指定について	69	
99	豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定期間変更について	73	
100	豊岡市営出石西の丸駐車場及び豊岡市営出石鉄砲町駐車場の指定管理者の指定について	77	
101	豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者の指定について	81	
102	豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について	85	
103	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	97	
104	豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について	107	
105	豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例制定について	113	
106	豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例制定について	121	
107	豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定について	129	

議案番号	件 名	頁	摘 要
108	豊岡市こども医療費の助成に関する条例制定について	137	
109	豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	145	
110	豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	151	
111	豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	155	
112	豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	161	
113	豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	167	
114	豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	173	
115	豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定について	179	
116	豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	187	
117	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について	197	
118	令和 6 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）	213	
119	令和 6 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）	289	
120	令和 6 年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	307	
121	令和 6 年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	323	
122	令和 6 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）	339	
123	令和 6 年度豊岡市水道事業会計補正予算（第 2 号）	359	
124	令和 6 年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	373	
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		

報告第17号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

損害賠償の額を定めることについて

専決第12号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年11月15日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和6年10月10日（木）午後6時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市日高町 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	190,267円
事故の概要	相手方が市道竹貫・上石クゴ線を自動車で北進中、道路舗装剥離箇所を通行し、左側前輪後輪のタイヤ及びホイールを損傷した。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第18号

株式会社北前館第33期の決算及び第34期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

株式会社北前館 第33期営業報告

1 事業の概要と成果

新型コロナウイルス感染症はまだ収束には至っていませんが、観光客の出足は回復基調にあり賑わいを取り戻してきました。トップシーズンの7月、8月には台風の影響があったものの天候に恵まれ、前年を上回る結果となり、年間総売上額は52,663千円となり、前期対比で5.7%伸びました。

温泉部門は、2月に竹野温泉の不具合が発生し、代替泉源の確保まで水道水を沸かして半額で営業いたしましたが、ポイントカードや「風呂の日」が好評で売上額は20,583千円、前期対比112.0%となりました。

特産品部門は、週2回の農産物販売が定着し、地元のお客様の利用が増えています。また、観光協会と共同で「誕生の物語」を創作し、売店にコーナーを設け誕生に纏わる商品をまとめてアピールしましたが、売上額は7,809千円、前期対比97.2%にとどまりました。

駐車場部門は、営業期間を海開きの日から8月の最終日曜日までとして運営しました。期間中は天候に恵まれ、売上額は11,562千円、前期対比118.3%となりました。

また、新たな事業として上半期中にマウンテンバイクの導入を検討し、4月から事業を開始しましたが、PR及び関係団体との連携不足もあり、大きく売り上げを伸ばすことはできませんでした。アクティビティ部門の売り上げはジオカヌーを含め1,292千円、前期対比128.0%となりました。

レストラン部分の利活用として「チャレンジショップ」や夏季の繁忙期に営業を委託して売り上げを伸ばす計画でしたが売上額は592千円にとどまりました。

今期の総売上額は52,663千円、前期対比105.7%で経常利益は646千円、税引き後の当期純利益は436千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に向けて努めて参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、第33期の営業報告とさせていただきます。

2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	アクティビティ	その他	合 計
売上高	20,583	7,809	9,847	11,562	1,292	1,570	52,663

3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第 29 期 令和 2 年 9 月	第 30 期 令和 3 年 9 月	第 31 期 令和 4 年 9 月	第 32 期 令和 5 年 9 月	第 33 期 令和 6 年 9 月
売 上 高	44,320	40,370	47,253	49,834	52,663
経 常 利 益	301	△2,433	786	1,352	646
当 期 利 益	3,390	△2,642	575	1,141	436
一株当たり当期利益	6,780	△5,285	1,151	2,283	872
総 資 産	72,836	62,773	62,022	39,572	45,511
純 資 産	△18,142	△20,784	△20,209	△19,067	△18,631

4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
 - ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
 - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
 - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
 - エ 駐車場の管理運営に関する事業
 - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
 - カ 温泉の配湯に関する事業
 - キ 公共的団体の事務局に関する事業
 - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
 - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発行株式
 - ア 発行済株式の総数 500 株
 - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
 - ウ 当期末株主数 129 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和5年9月30日	3	3	6
当期末 令和6年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
取 締 役	福 井 正 幸	
監 査 役	田 中 律 也	
監 査 役	石 田 敦 史	

決 算 報 告 書

第 33 期

自 令和 5 年 10 月 1 日

至 令和 6 年 9 月 30 日

株式会社 北前館
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

貸 借 対 照 表

株式会社 北前館

令和6年9月30日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(42,662,611)	流動負債	(13,206,366)
現金・預金	41,259,550	買掛金	173,756
売掛金	440,279	短期借入金	1,000,000
棚卸資産	925,014	1年以内返済長期借入金	6,048,000
前払費用	44,550	未払金	3,200,448
仮払金	22,515	リース未払金	1,416,560
貸倒引当金	△29,297	未払法人税等	211,000
		未払消費税等	1,015,000
		預り金	141,602
固定資産	(2,848,479)		
有形固定資産	(2,835,479)	固定負債	(50,936,000)
建物	499,984	長期借入金	50,936,000
構築物	17,617		
工具・器具・備品	445,897	負債の部計	64,142,366
車両運搬具	1		
一括償却資産	455,420	(純資産の部)	
リース資産	1,416,560	株主資本	(△18,631,276)
		資本金	25,000,000
無形固定資産	(0)		
		利益剰余金	(△43,631,276)
投資その他資産	(13,000)	利益準備金	800,000
出資金	13,000	その他利益剰余金	(△44,431,276)
		繰越利益剰余金	△44,431,276
		(うち当期純利益)	(436,078)
		純資産の部計	△18,631,276
資産の部計	45,511,090	負債・純資産の部計	45,511,090

損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 5年10月1日
至 令和 6年9月30日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円
温 泉 浴 場 売 上 高	20,582,980	52,663,852
特 産 品 店 売 上 高	7,808,719	
受 託 料	9,847,220	
駐 車 場 整 理 料	11,562,000	
ア ク テ ィ ビ テ ィ	1,292,600	
そ の 他	1,570,333	
【売 上 原 価】		5,618,671
期 首 棚 卸 高	454,219	
仕 入 高	5,543,586	
合 計	5,997,805	
期 末 棚 卸 高	379,134	
売 上 総 利 益		47,045,181
【販売費及び一般管理費】		45,813,784
営 業 利 益		1,231,397
【営 業 外 収 益】		3,431
受 取 利 息	3,031	
受 取 配 当 金	400	
【営 業 外 費 用】		588,750
支 払 利 息	588,750	
経 常 利 益		646,078
【特 別 利 益】		1,000
貸 倒 引 当 金 戻 入	1,000	
【特 別 損 失】		0
税 引 前 当 期 純 利 益		647,078
法 人 税 等 充 当 額		211,000
当 期 純 利 益		436,078

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和5年10月1日

至 令和6年9月30日

科 目	金 額	
		円
給 与 ・ 手 当	15,204,297	
広 告 宣 伝 費	353,876	
発 送 配 達 費	9,218	
役 員 報 酬	840,000	
法 定 福 利 費	1,359,670	
福 利 厚 生 費	135,329	
減 価 償 却 費	1,031,440	
賃 借 料	403,676	
修 繕 費	845,825	
事務用消耗品費	87,765	
通 信 交 通 費	1,016,377	
水 道 光 熱 費	14,664,712	
租 税 公 課	1,982,100	
会 費 負 担 金	508,910	
接 待 交 際 費	8,504	
保 険 料	584,037	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,584,816	
支 払 手 数 料	3,751,327	
車 両 関 係 費	80,000	
リ ー ス 料	535,216	
雑 費	826,689	
合 計		45,813,784

棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和6年9月30日現在

科 目	金 額	
		円
商 品	379,134	
貯 蔵 品	545,880	
合 計		925,014

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 5 年 10 月 1 日
至 令和 6 年 9 月 30 日
(単位：円)

	株主資本						新株予約権	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金					
当期首残高	25,000,000				800,000	△44,867,354	△19,067,354		△19,067,354	
当期変動額										
剰余金の内訳科目間の振替										
剰余金の配当										
当期純利益						436,078	436,078		436,078	
当期変動額合計						436,078	436,078		436,078	
当期末残高	25,000,000				800,000	△44,431,276	△18,631,276		△18,631,276	

	利益剰余金の内訳				
	利益準備金	退職給付 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	800,000			△44,867,354	△44,067,354
当期変動額					
剰余金の内訳科目間の振替					
剰余金の配当					
当期純利益				436,078	436,078
当期変動額合計				436,078	436,078
当期末残高	800,000			△44,431,276	△43,631,276

個 別 注 記 表

株式会社 北前館

自 令和 5 年 10 月 1 日

至 令和 6 年 9 月 30 日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却方法
 - ア リース資産
定額法を採用しています。
 - イ 有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
なお、一括償却資産については、3 年均等償却を採用しています。
 - ウ 無形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ア 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,137,120 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
 - (1) 一株当たり純資産額は、△37,262.55 円です。
 - (2) 一株当たり当期純利益は、872.15 円です。

監 査 報 告 書

1 監査対象期間（第33期）

自 令和5年10月1日

至 令和6年9月30日

2 監査概要

私監査役は、株式会社北前館の第33期の営業年度における経営状況について、令和6年10月18日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類、並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作でした。

3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の会計状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為、又は定款に違反する事実はないと認めます。

4 監査意見

私監査役は、毎月の取締役会に出席し取締役による経営検討執行状況を確認するほか、日頃より従業員の勤務状況等も注視してきました。

新型コロナウイルス感染症は今だ収束には至ってはおりませんが、観光客も回復傾向にありコロナ禍前の状況に戻ってまいりました。しかし、依然として世界情勢の激変による原油高騰に伴う光熱水費等は高値で推移し、厳しい経営となりました。

温泉部門における夏場のサウナの利用制限や入浴時間の短縮、さらに竹野泉源の不具合に伴う代替泉源の確保までの対応など、制限を余儀なくされる経営でありましたが、ポイントカードや風呂の日の設定など、販売にも工夫を施され、併せて夏場の好天にも恵まれ、多くの来館者で賑わうことに繋がりました。ただ、今期の新規事業である「サイクリング事業」と、レストランエリアの利活用策である「チャレンジショップ」をスタートされましたが、PR不足と関係団体との調整の遅れにより、大きく売上げを伸ばすには至りませんでした。

このようなことから、特産品売上も含め前期を下回る結果でしたが、温泉、駐車場部門での売上が前期を大きく上回る結果となり、総売上額は前期の105.7%に達しました。しかしながら、経常利益は前期を下回る黒字額にとどまりました。

今後も引続き物価高騰と景気の下振れにより、厳しい経営状況は続くものと考えられますが、引き続き株主や地域の皆様の理解や協力を受けながら、取締役及び従業員全員が一丸となり、さらに努力されることを切に望みます。

令和6年10月18日

監査役 石 田 敦 史

株式会社 北 前 館

代表取締役 太田垣 健 作 殿

株式会社北前館第34期事業計画及び収支計画

1 事業計画

新型コロナウイルス感染症による風評も収まり、徐々に利用客が戻りつつある中、引き続き感染症防止対策を徹底しながら、着実な収益向上を目指し、役員職員一丸となって各部門の事業を展開してまいります。

温泉部門は、引き続き水道光熱費等の経費削減を図りつつ、気持ちよく入浴していただけるよう設備の適切な維持管理に努めるとともに、好評いただいております「ポイントカード」や「風呂の日」は継続して実施してまいります。加えて、日頃のご愛顧に感謝するため入浴料を半額にする取組やカニススキーズ等の繁忙期における営業時間の延長等を実施します。

特産品部門は、週2回の農産物販売を継続実施してまいります。土産物などは店内レイアウト等の見直しを図って、お客様が買い物をしやすい環境を整え、市内で製造される商品を前面に出しながら売上額の増加に努めてまいります。

アクティビティ部門のジオカヌーは、安全基準を遵守するとともに、インストラクターのスキルアップを図り、安全に実施できるよう努めてまいります。また、前期から事業開始しましたサイクリング事業については城崎温泉との連携を強化して、外国人旅行者の利活用の増大を図ります。2事業とも総合予約サイトの活用を拡大するとともにホームページのリニューアルを図って広くPR出来る体制を確保してまいります。

レストラン部門は、夏季は海水浴場の魅力ある環境づくりの一環として人気店へ営業を委託し、利用者の増大を図ってまいります。また、その他の期間は新たに飲食店等を開業したい方々のチャレンジショップとして活用し、女性、若者、移住者等の市内での活動を支援し、協働してまいります。

また、観光協会と共同で創作した「誕生の物語」については、ジオガイドやサイクリング事業で積極的に紹介していくとともに特産品店では「誕生の物語」コーナーで関連商品のPRを行い、竹野地域の新たな観光資源としてブラッシュアップしてまいります。

外国人旅行者等の新たなお客様の利便性向上を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承やジオパークの普及を図り、竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を果してまいります。

今後とも、この北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営してまいりますので、株主の皆様を始め、地域の皆様に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 6 年 10 月 1 日

至 令和 7 年 9 月 30 日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
【売 上 高】		57,000
温 泉 浴 場 売 上 高	21,500	
特 産 品 店 売 上 高	10,000	
受 託 料	10,000	
駐 車 場 整 理 料	9,500	
ア ク テ ィ ビ テ ィ	3,300	
そ の 他	2,700	
【売 上 原 価】		6,500
期 首 棚 卸 高	379	
仕 入 高	6,621	
合 計	7,000	
期 末 棚 卸 高	500	
売 上 総 利 益		50,500
【販売費及び一般管理費】		45,951
営 業 利 益		4,549
(営業外損益の部)		
【営 業 外 収 益】		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
【営 業 外 費 用】		552
支 払 利 息	552	
経 常 利 益		4,000

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 6年10月1日

至 令和 7年9月30日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	15,832	
広 告 宣 伝 費	320	
発 送 配 達 費	80	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,400	
福 利 厚 生 費	240	
減 価 償 却 費	852	
賃 借 料	415	
修 繕 費	600	
事務用消耗品費	150	
通 信 交 通 費	1,070	
水 道 光 熱 費	14,400	
租 税 公 課	2,000	
会 費 負 担 金	600	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	670	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,410	
支 払 手 数 料	3,883	
車 両 関 係 費	100	
リ ー ス 料	354	
雑 費	635	
合 計		45,951

第88号議案

市道路線の廃止について

下記の市道路線を道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

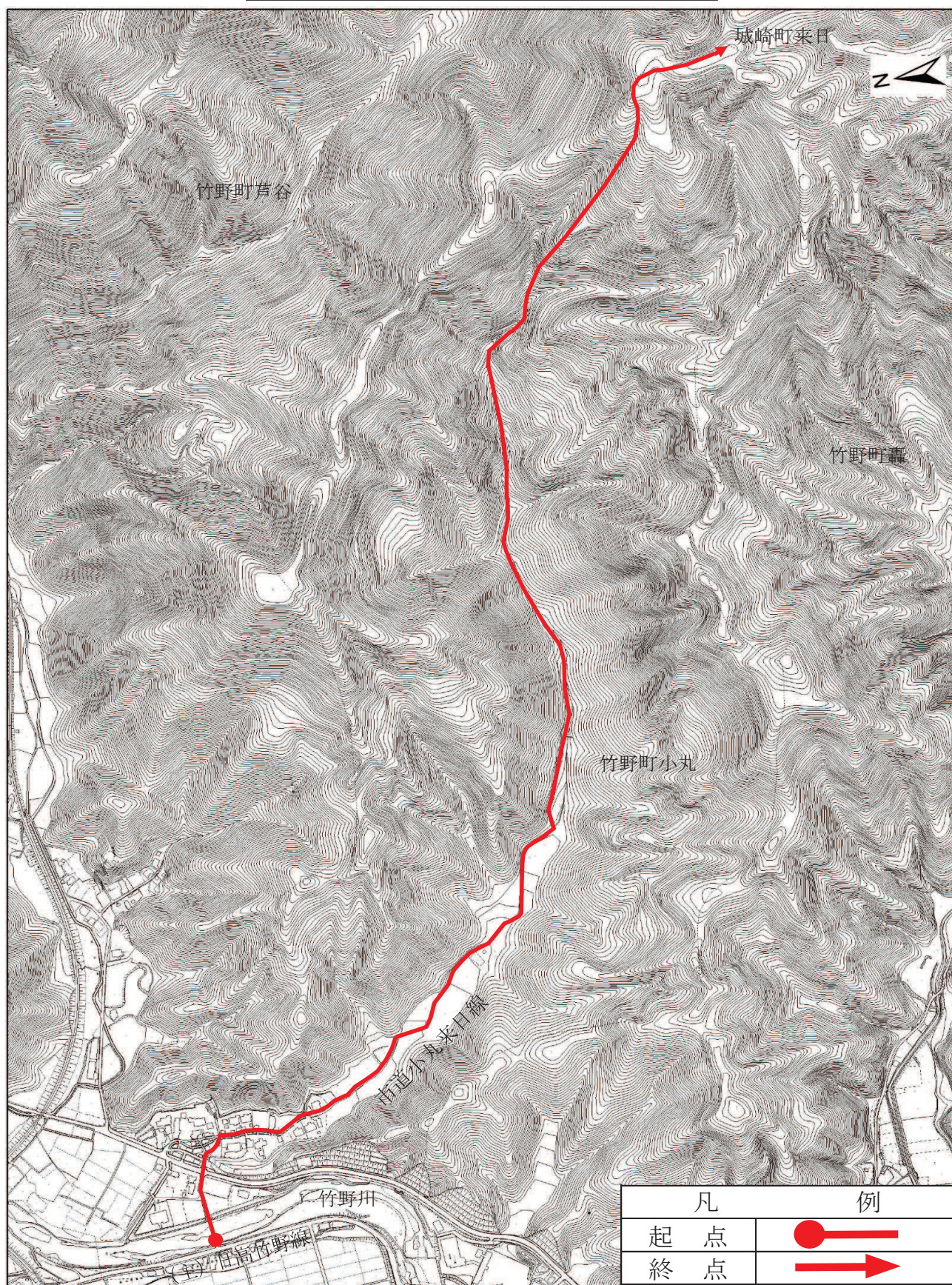
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	小丸来日線	竹野森本日高線合流点 城崎町来日境	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	小丸来日線	2, 228. 7	1. 4	5. 9	

市道小丸来日線 路線廃止図



第89号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

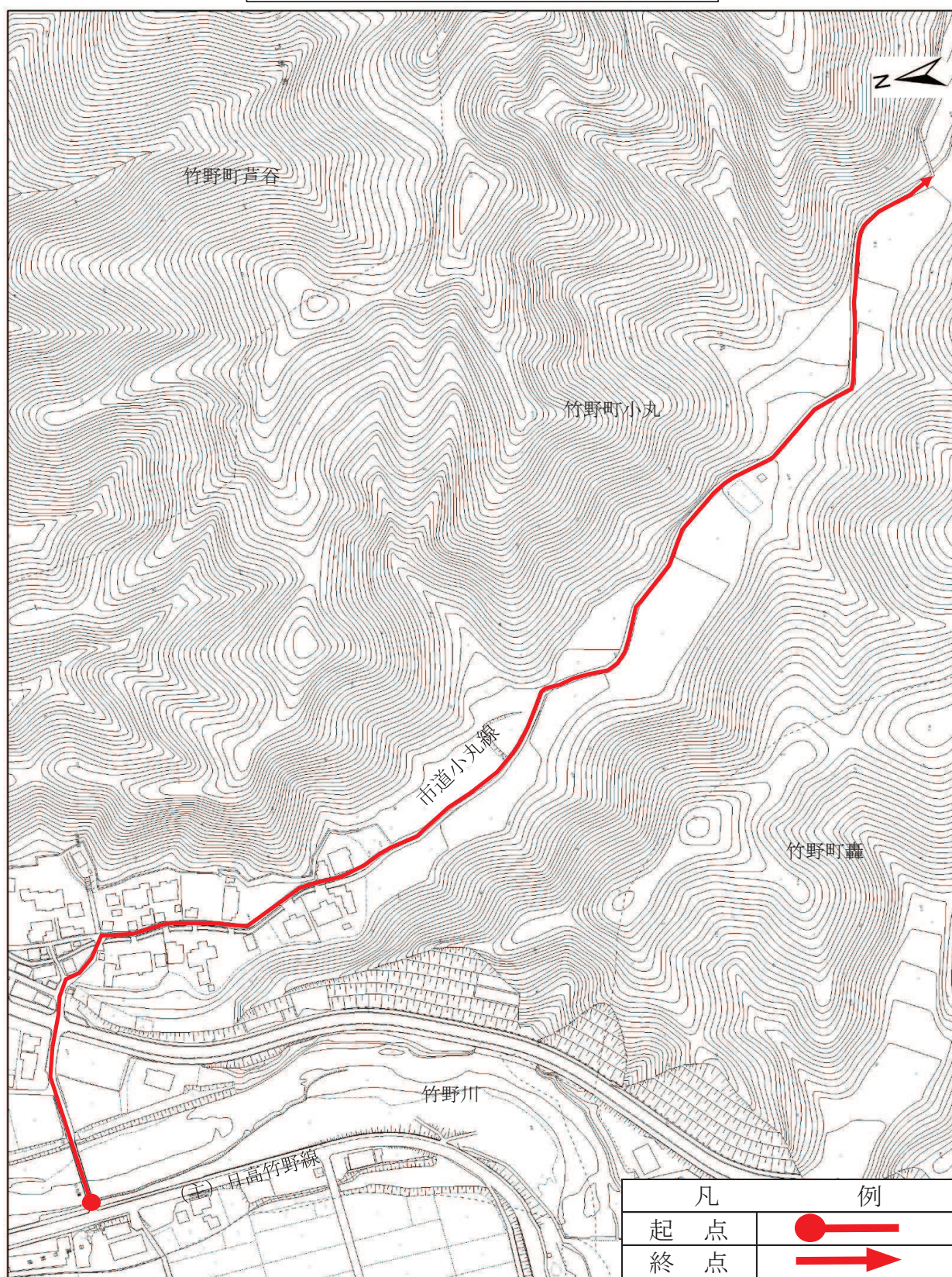
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	小丸線	豊岡市竹野町小丸字新田21番3 豊岡市竹野町小丸字長尾377番 地先	
2	港菊屋島線	豊岡市城崎町湯島字港847番6 地先 豊岡市城崎町桃島字菊屋島1248番13	

(参考)

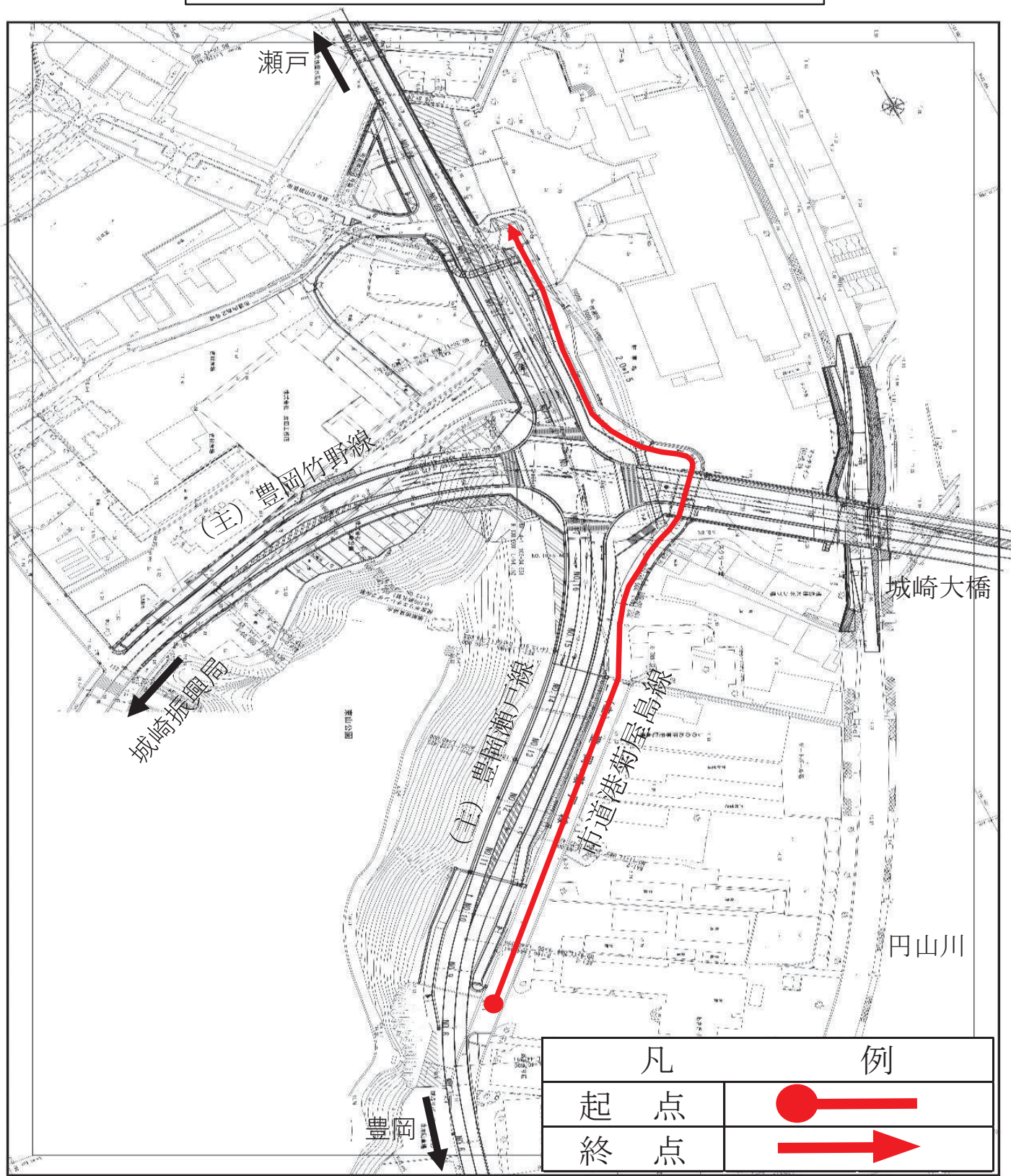
(単位：m)

整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	小丸線	977.4	1.8	7.8	
2	港菊屋島線	303.7	4.3	11.0	

市道小丸線 路線認定図



市道港菊屋島線 路線認定図



第90号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 無償貸付する財産

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 財産の種類 | 土地 |
| (2) 所在地番 | 兵庫県豊岡市但東町中山字神田679番1 |
| (3) 公簿面積 | 6,249.60㎡ |
| (4) 公簿地目 | 宅地 |
| (5) 貸付面積 | 5,005.00㎡ |

2 理由

貸付期間の満了を迎え、引き続き、財産を無償で貸し付けることによって、介護サービス事業の継続を支援する。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和27年3月31日まで

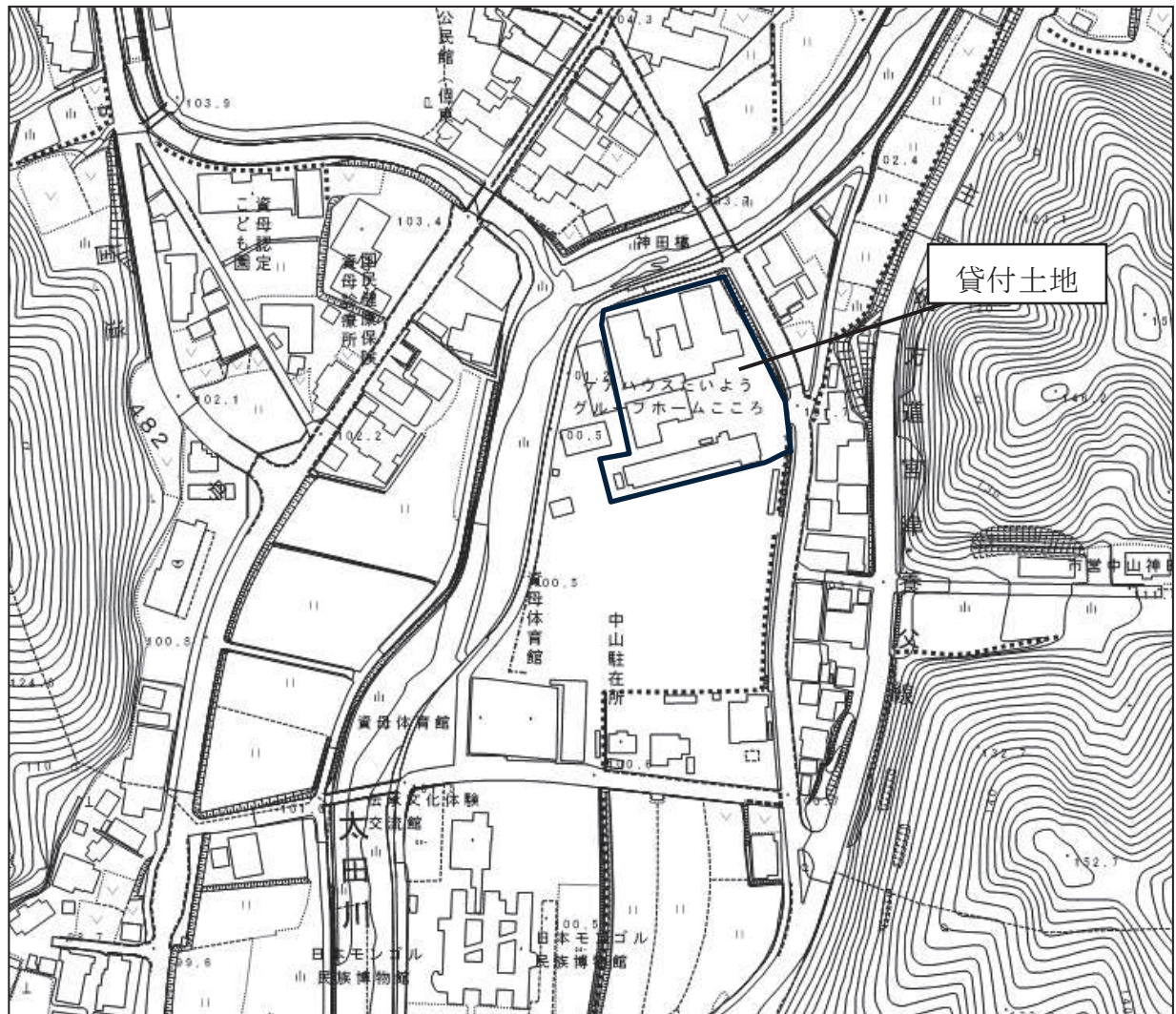
4 貸付の相手方

兵庫県神戸市東灘区深江本町3丁目8番22号

医療法人社団 創生会

理事長 田口 真子

位置図



第91号議案

事業契約の締結について

総合健康ゾーン健康増進施設運営・維持管理事業について、下記のとおり事業契約を締結する。よって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 総合健康ゾーン健康増進施設運営・維持管理事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 1,012,900,000円 |
| 4 契約の期間 | 議会の議決を得た日から令和17年3月31日 |
| 5 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市出石町町分252番地
豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社
代表取締役 山田 昌弘 |

参考資料

総合健康ゾーン健康増進施設運営・維持管理事業の概要

1 事業場所 豊岡市立野町6番30号

2 事業の内容

市民の心と体の健康づくりを積極的に推進するとともに、健康づくりを通して市民相互のふれあい及び賑わいを創出し、もって市民の健康でいきいきとした暮らしを実現に資する業務を実施する。

- (1) 健康増進、介護予防に関する業務
- (2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務
- (3) 健康増進施設の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 契約金額の内訳

内訳	金額（円）
開業準備に係る費用	1,051,600円
人材派遣に係るプログラム作成及び支援業務に係る費用	9,680,000円
保健指導に係るプログラム作成及び支援業務に係る費用	149,999,300円
特定高齢者を対象とした介護予防に係るプログラム作成及び支援業務に係る費用	238,319,400円
運営・維持管理業務に係る費用	448,849,700円
維持管理業務（経常修繕）に係る費用	165,000,000円
合計	1,012,900,000円

4 契約の相手方の概要

(1) 名称

豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社

(2) 設立年月日

平成20年4月1日

(3) 設立目的

総合健康ゾーン健康増進施設運営・維持管理事業の委託のために設立された特別目的会社であり、健康増進、介護予防に関する業務、健康増進施設の使用及びその制限に関する業務、健康増進施設の維持管理に関する業務、その他市長が定める業務を実施する。

第92号議案

豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野健康福祉センター |
| 2 指定管理者 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市竹野町須谷1478番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

(4) 施設概要

竣工 平成16年 9 月

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積 1,758.64㎡

施設内容 竹野子育てセンター、機能回復訓練室、会議室、理学療法室兼作業療法室、視聴覚研修室、日常生活訓練室兼栄養指導室、事務室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、竹野町老人クラブ連合会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番 6 号

(3) 代表者の職名及び氏名

理事長 藤田 明治郎

(4) 設立年月日

平成18年 4 月 3 日

(5) 職員数

287人（令和 6 年10月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動
- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営

第93号議案

豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について

令和4年12月27日に議決のあった第102号議案にかかる豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立但東健康福祉センター |
| 2 | 指定管理者 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 | 指定の期間 | 変更前 平成31年4月1日から令和7年3月31日
変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市但東町出合 433 番地の 1

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

(4) 施設概要

竣工 平成 15 年 1 月

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積 3,178.14 m²

施設内容 トレーニング室、給食調理室、交流促進室、研修室、農林産品
製作室、ボランティア推進室、事務室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シル
バー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートいずし、
但東町高年クラブ連合会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番 6 号

(3) 代表者の職名及び氏名

理事長 藤田 明治郎

(4) 設立年月日

平成18年 4 月 3 日

(5) 職員数

287人（令和 6 年10月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

- ・ 社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉
相談事業、ボランティア活動

- ・地域包括支援センター及び総合相談・生活支援センターの運営

第94号議案

豊岡市立長寿園の指定管理者の指定について

豊岡市立長寿園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立長寿園 |
| 2 団体等の名称 | 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立長寿園

(2) 所在地

豊岡市幸町 10 番 6 号

(3) 設置目的

高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与し、高齢者の福祉を増進する。

(4) 施設概要

竣 工 平成 8 年 9 月

構 造 鉄筋コンクリート造・2 階建

延床面積 1,018 m²

施設内容 集会室、第 1 ～第 3 教養室兼娯楽室、機能回復訓練室 等

使用団体 社会福祉法人南但愛育会（里親支援センターまんまる）

2 管理業務の内容

(1) 高齢者の各種の相談、教養向上のための講習会等の開催、機能回復訓練、レクリエーションのための便宜供与、老人クラブ活動の助長指導及び推進に関する業務

(2) センターの使用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター

(2) 所在地

豊岡市幸町 10 番 6 号

(3) 代表者の職・氏名

理事長 小松 義定

(4) 設立年月日

平成元年 4 月 1 日

(5) 職員数・会員数

職員 9 名 役員 16 名 会員 617 名（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

就業を通じて、自らの生きがいの充実や、社会参加を図ることにより、高齢者

のために臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、提供する。また、高齢者に対して、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。

第95号議案

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者の指定について

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設 |
| 2 団体等の名称 | 豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和17年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設

(2) 所在地

豊岡市立野町6番30号

(3) 設置目的

積極的な心と体の健康づくりの推進、健康づくりを通して市民相互のふれあい及び賑わいを創出し、もって市民の健康でいきいきとした暮らしの実現に資する

(4) 施設概要

竣工 平成22年3月

敷地面積 26,033.29㎡（総合健康ゾーン全体）

建物概要 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造・2階建 3,426.19㎡

主な施設 屋内施設（温水プール、トレーニングジム、スタジオ、健康チェックルーム、調理実習室、浴室、喫茶・軽食コーナー）

屋外施設（健康づくり広場、多目的コート、屋外専用トイレ、庭園、散策路、駐車場、駐輪場）

2 事業の内容

(1) 健康増進、介護予防に関する業務

(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

豊岡総合健康ゾーンPFI株式会社

(2) 所在地

豊岡市出石町町分252番地

(3) 代表者の役職・氏名

代表取締役 山田 昌弘

(4) 設立年月日

平成20年4月1日

(5) 役員数

4名（令和6年10月1日現在）

(6) 主な事業又は活動

総合健康ゾーン整備運営事業

第96号議案

豊岡市立玄武洞公園の指定管理者の指定について

豊岡市立玄武洞公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立玄武洞公園 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス・神姫バス共同事業体 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立玄武洞公園

(2) 所在地

豊岡市赤石 1347 番地

(3) 設置目的

設置管理条例第 1 条の規定のとおり

(4) 施設概要

事業区域面積 14,680 m²

主な構造物 券売所、休憩棟、公衆トイレ

2 管理業務の内容

(1) 設置管理条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 施設の入園およびその制限に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

全但バス・神姫バス共同事業体

(2) 所在地

養父市八鹿町八鹿 113 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表取締役 村上 宣人

(4) 設立年月日

令和 3 年 9 月 16 日

(5) 職員・従業員数

全但バス 360 名

神姫バス 1,890 名

(6) 主な事業又は活動

ア 主な事業（全但バス）

一般乗合自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、
国内・海外旅行業、損害保険代理店業等

イ 豊岡市委託事業（全但バス）

豊岡市市街地循環バス運行委託業務（コバス）

豊岡市営バス運行委託業務（イナカー）

豊岡市立認定こども園通園バス運行管理業務
豊岡市立学校通学用バス運行管理業務
豊岡市有償旅客運送（竹野海岸線）共同運行管理業務
ウ 指定管理受託事業
全但バス 8 施設（内豊岡市 3 施設）、神姫バス 29 施設

第97号議案

豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定期間変更について

令和4年12月27日に議決のあった第109号議案にかかる豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎文芸館 |
| 2 | 団体等の名称 | 一般社団法人 城崎温泉観光協会 |
| 3 | 指定の期間 | 変更前 平成30年4月1日から令和7年3月31日
変更後 平成30年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎文芸館

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 357 番地の 1

(3) 設置目的

城崎地域の歴史、文化等に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって市の活性化に寄与する。

(4) 施設概要 平成 8 年 3 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造 2 階、延床面積 1,081 m²

施設内容 展示室－1、展示室－2、展示室－3、展示室－4、収蔵室、
研修室、資料室、イベントホール、染色室等

2 管理業務の内容

- (1) 城崎温泉の歴史、文化等に関する実物、文献、図書、図表、写真等を収集し、保管及び展示に関する業務
- (2) 文芸館資料に関する展覧会、講演会、講習会及び研究会等の開催並びに調査研究に関する業務
- (3) 文芸館の入館、その制限、施設の使用及び維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 城崎温泉観光協会

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 78 番地

(3) 代表者の氏名

一般社団法人 城崎温泉観光協会 代表理事 高宮 浩之

(4) 設立年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

38 名（役員 34 名、職員 4 名）

(6) 主な事業又は活動

- ・ 諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目的としている。

- ・ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。
- ・ 平成 8 年 4 月から同館の管理運営を受託している。

第98号議案

豊岡市営江原駅東駐車場及び豊岡市営江原駅西駐車場の指定管理者の
指定について

豊岡市営江原駅東駐車場及び豊岡市営江原駅西駐車場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営江原駅東駐車場及び豊岡市営江原駅西駐車場 |
| 2 団体等の名称 | タイムズ24 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市営江原駅東駐車場及び豊岡市営江原駅西駐車場

(2) 所在地

豊岡市日高町江原 106 番地の 8、豊岡市日高町江原 109 番地の 6

(3) 設置目的

市民及び観光客の利便性の向上並びに江原駅周辺の交通環境の改善を図る。

(4) 施設概要

ア 豊岡市営江原駅東駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 昭和 61 年 4 月

駐車区画 普通自動車 49 台

イ 豊岡市営江原駅西駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 昭和 61 年 4 月

駐車区画 普通自動車 16 台

2 管理業務の内容

(1) 駐車場の利用及び制限に関する業務

(2) 駐車場の維持管理に関する業務

(3) 駐車場の利用料金の徴収に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

タイムズ 24 株式会社

(2) 所在地

東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 西川 光一

(4) 設立年月日

昭和 46 年 8 月 26 日

(5) 職員数

749 名

(6) 主な事業又は活動

ア 時間貸駐車場の運営・管理

- イ 駐車場の管理受託
- ウ 月極駐車場の運営
- エ 予約制駐車場の運営

第99号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定期間変更について

令和3年12月27日に議決のあった第144号議案にかかる豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神鍋高原観光施設 |
| 2 団体等の名称 | アドバンス株式会社 |
| 3 指定の期間 | 変更前 令和4年4月1日から令和7年3月31日
変更後 令和4年4月1日から令和8年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋高原観光施設

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野59番地の2外

(3) 設置目的

住民及び来訪者への利用に供することにより、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要

ア 神鍋高原体育館（昭和46年竣工）

建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造平家建 806.4m²

主な施設 アリーナ、更衣室、便所等

イ 神鍋高原キャンプ場

建物概要 管理棟（平成6年竣工） 木造平家建 242.46m²

炊事棟1棟（昭和50年竣工）木造平家建 15.84m²

炊事棟2棟（平成6年竣工）鉄筋コンクリート造平家建 各20m²

主な施設 管理棟、炊事棟、便所、マウンドアップサイト、ファイヤーサークル等

ウ 神鍋高原野外ステージ（昭和62年竣工）

建物概要 ステージ 220m²

主な施設 電気設備（40kw 受電）

2 管理業務の内容

(1) 神鍋高原観光施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 神鍋高原観光施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アドバンス株式会社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野60番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 池田 俊介

(4) 設立年月日

平成26年2月28日

(5) 職員・従業員数

16名

(6) 主な事業又は活動

神鍋高原でのスキー場の運営、神鍋高原観光施設及び湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理受託 など

第100号議案

豊岡市営出石西の丸駐車場及び豊岡市営出石鉄砲町駐車場の指定管理者の指定について

豊岡市営出石西の丸駐車場及び豊岡市営出石鉄砲町駐車場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営出石西の丸駐車場及び豊岡市営出石鉄砲町駐車場 |
| 2 団体等の名称 | タイムズ24 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和7年2月1日から令和12年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市営出石西の丸駐車場及び豊岡市営出石鉄砲町駐車場

(2) 所在地

豊岡市出石町内町87番地の6、豊岡市出石町鉄砲1番地の2

(3) 設置目的

市民及び観光客の利便性の向上並びに出石城下町周辺の交通環境の改善を図る。

(4) 施設概要

ア 豊岡市営出石西の丸駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成10年4月

駐車区画 一般車両用58台、バス用17台、障害者用3台

イ 豊岡市営鉄砲町駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成11年4月

駐車区画 一般車両用70台、バス用10台、障害者用3台

2 管理業務の内容

(1) 駐車場の利用及び制限に関する業務

(2) 駐車場の維持管理に関する業務

(3) 駐車場の利用料金の徴収に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

タイムズ24 株式会社

(2) 所在地

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 西川 光一

(4) 設立年月日

昭和46年8月26日

(5) 職員数

749名

(6) 主な事業又は活動

- ア 時間貸駐車場の運営・管理
- イ 駐車場の管理受託
- ウ 月極駐車場の運営
- エ 予約制駐車場の運営

第101号議案

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者の指定について

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立たんたん温泉福寿の湯 |
| 2 団体等の名称 | たんたん温泉運営管理組合 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 470 番地

(3) 設置目的

地域資源を活用して行う市民と来訪者との交流活動による地域の活性化を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成 20 年 7 月

建物概要 木造平屋建 機械室は鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 375.82 m²

主な施設 浴室 2、露天風呂 2、サウナ室 2、水風呂 2、脱衣室 2、休憩室、
食堂、特産品・情報発信コーナー、事務室、機械室ほか

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に関する業務
- (2) たんたん温泉福寿の湯の使用及びその制限に関する業務
- (3) たんたん温泉福寿の湯の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

たんたん温泉運営管理組合

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 470 番地

(3) 代表者の氏名

理事長 岡 田 正 人

(4) 設立年月日

平成 19 年 11 月 24 日

(5) 職員数又は会員数

職員 13 名、役員 6 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ たんたん温泉福寿の湯の経営及び維持管理
- ・ 地域資源のネットワーク化の推進と地域活性化に関する業務

- ・ 市民と来訪者との交流活動に関する業務
- ・ 売店の経営
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の販売・開発
- ・ 観光案内
- ・ 地域活性化を目的としたイベントの実施及び指導
- ・ その他、たんたん温泉福寿の湯の目的を達成するために必要な業務

第102号議案

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

豊岡市公共施設予約システムの導入等に伴い、情報通信技術の活用による指定管理者への申請、使用料の納付及び本人確認に関する規定を整備することにより、行政手続のデジタル化を推進するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する 条例

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年豊岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

「市の機関」を「市の機関等」に改める。

第2条第1号中「条例及び規則」を「条例、規則」に改め、「以下同じ。）」の右に「及び要綱」を加え、同条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「認められたもの」の右に「又は市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」を加える。

第3条第4項中「にかかわらず、」の右に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、同条に次の2項を加える。

- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により使用料、手数料その他の収入金（以下「使用料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外

の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 定義規定に関し、条例等の定義に要綱を加えること及び市の機関の定義に指定管理者を加え、市の機関等とすること。(第2条関係)
- (2) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合に関し、他の条例等の規定により署名等が必要となるときは、当該条例等の規定にかかわらず個人番号カード等の利用をもって当該署名等に代えることができようにする事及び申請等のうち他の条例等の規定により使用料等の納付方法が規定されているときであっても、当該条例等の規定にかかわらず電子情報処理組織を使用する方法により行うことができようにする事。(第3条関係)
- (3) 申請等又は処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、当該部分以外の部分につき、第3条又は第4条各項に規定する電子情報処理組織による申請等又は処分通知等の規定を適用すること。(第3条、第4条関係)
- (4) 申請等をする者に係る規則で定める書面等であつて、他の条例等の規定により当該申請等に添付することが規定されているものについては、他の条例等の規定にかかわらず、個人番号カードの利用等により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して確認すべき情報を入手し、又は参照することができる場合には、その添付を不要とすることができるようにすること。(第7条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和7年2月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関</u>に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>市の条例及び規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。 (2) <u>市の機関</u> 市長その他の執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関又は <u>これらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたもの</u>	(目的) 第1条 この条例は、<u>市の機関等</u>に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 <u>市の条例、規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、同法第130条第3項に規定する規則及び同法第138条の4第2項に規定する規程並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）及び要綱並びに知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）及び教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）により市が処理することとされた事務について規定する兵庫県条例及び兵庫県の執行機関の規則をいう。 (2) <u>市の機関等</u> 市長その他の執行機関、議会若しくはこれらに置かれる機関若しくは <u>これらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたもの又は市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をい</u>

_____をいう。 (3)～(5) 略 (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>に 対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行 為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が行 う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。 (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記 録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記 録を作成し、又は保存することをいう。 (10) 略 （電子情報処理組織による申請等） 第3条 <u>市の機関</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の 規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条 例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理 組織（<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同 じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わ せることができる。 2 略 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関</u>の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該<u>市の 機関</u>に到達したものとみなす。	_____をいう。 (3)～(5) 略 (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>に 対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行 為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が行 う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。 (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記 録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>が書面等又は電磁的記 録を作成し、又は保存することをいう。 (10) 略 （電子情報処理組織による申請等） 第3条 <u>市の機関</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の 規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条 例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理 組織（<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同 じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わ せることができる。 2 略 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関</u>の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該<u>市の 機関</u>に到達したものとみなす。
_____をいう。 (3)～(5) 略 (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等に 対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行 為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が行 う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。 (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が書面等又は電磁的記 録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が書面等又は電磁的記 録を作成し、又は保存することをいう。 (10) 略 （電子情報処理組織による申請等） 第3条 <u>市の機関</u>等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の 規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条 例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理 組織（<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同 じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わ せることができる。 2 略 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関</u>等の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該<u>市の 機関</u>等に到達したものとみなす。	_____をいう。 (3)～(5) 略 (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等に 対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行 為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が行 う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。 (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が書面等又は電磁的記 録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 条例等の規定に基づき<u>市の機関</u>等が書面等又は電磁的記 録を作成し、又は保存することをいう。 (10) 略 （電子情報処理組織による申請等） 第3条 <u>市の機関</u>等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の 規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条 例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理 組織（<u>市の機関</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同 じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わ せることができる。 2 略 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の<u>市の機関</u>等の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該<u>市の 機関</u>等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、

氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により使用料、手数料その他の収入金（以下「使用料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関 は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3 略

4 第1項の場合において、市の機関 は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3 略

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関 は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う

ことができる。 2 略 (電磁的記録による作成等) 第6条 市の<u>機関</u>は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。 2 略 3 第1項の場合において、市の<u>機関</u>は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。	ことができる。 2 略 (電磁的記録による作成等) 第6条 市の<u>機関等</u>は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。 2 略 3 第1項の場合において、市の<u>機関等</u>は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
(その他必要な施策)	(添付書面等の省略) 第7条 市の<u>機関等</u>は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書<u>その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときには、添付すること</u>を要しないこととすることができる。 (その他必要な施策)

第7条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 市は、 <u>市の機関</u> に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。 (情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)	3 市は、 <u>市の機関等</u> に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。 (情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)
第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる <u>市の機関</u> に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任)	第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる <u>市の機関等</u> に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任)
第9条 略	第10条 略

第103号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

刑法の改正に伴い、関係条例の罰則に係る所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第30条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「次項」を「第3項第3号」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(豊岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年豊岡市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年豊岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

3 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分

に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の内容

次の条例について、刑法の改正に伴う拘禁刑の創設による所要の規定の整理を行うこと。(第1条、第2条、第3条関係)

- (1) 豊岡市職員の給与に関する条例(第29条、第30条関係)
- (2) 豊岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(第5条関係)
- (3) 豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(第14条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によること。
(附則第2項関係)
- (3) 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用について、禁錮に処せられた者とみなす経過措置を定めること。(附則第3項関係)
- (4) 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす経過措置を定めること。(附則第4項関係)

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(期末手当) 第28条 略 第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項 <u>において同じ。</u>）をされ、その判決が確定してい	(期末手当) 第28条 略 第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号 <u>において同じ。</u>）をされ、その判決が確定してい

ない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略	ない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略
---	---

豊岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
(退職報償金支給の制限) 第5条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略	(退職報償金支給の制限) 第5条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略

豊岡市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
（罰則） 第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第14条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第104号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

多機能端末機による証明書等の交付を促進するため、その交付に係る手数料の特例を定めるとともに、手数料の徴収に係る所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

5 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を利用することにより証明書等の交付の請求があった場合において、別表第1の3の項、15の項から17の項まで及び19の項に定める事務に係る手数料の額の適用については、同表3の項、15の項から17の項まで及び19の項中「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第1中23の項を削り、24の項を23の項とし、25の項から33の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 手数料を徴収しない場合として、国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったときを加えること。(第5条関係)
- (2) 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り、多機能端末機を利用した課税証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書の交付事務に係る手数料を300円から200円に引き下げること。(附則第5項関係)
- (3) 手数料を徴収する事務から、町名変更証明書の交付に係る規定を削除すること。(別表第1関係)

2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、第5条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行すること。

豊岡市手数料条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(手数料の免除) 第5条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、これを徴収しない。ただし、別表第5消防法等の規定に基づく事務関係の表に規定する手数料については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたと き。 附 則	(手数料の免除) 第5条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、これを徴収しない。ただし、別表第5消防法等の規定に基づく事務関係の表に規定する手数料については、この限りでない。 (1) 略 (2) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に 使用するため申請があったとき。 (3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めたと き。 附 則 (多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例)
別表第1（第2条関係） 総務手数料関係	5 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を利用することにより証明書等の交付の請求があつた場合において、別表第1の3の項、15の項から17の項まで及び19の項に定める事務に係る手数料の額の適用については、同表3の項、15の項から17の項まで及び19の項中「300円」とあるのは「200円」とする。 別表第1（第2条関係） 総務手数料関係

手数料を徴収する事務		手数料の額
1 ～ 22	略	略
23	町名変更証明書の交付	1 通につき 300円
24 ～ 33	略	略

手数料を徴収する事務		手数料の額
1 ～ 22	略	略
23 ～ 32	略	略

第105号議案

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例制定について

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

高齢期移行者に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図るため。

豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者の医療費の一部を助成することにより、高齢期移行者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による医療を受けることができる者を除く。）をいう。
- (2) 医療保険各法 法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。
- (3) 医療保険各法の給付 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。
- (5) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又はこれら以外の病院、診療所若しくは薬局その他これらに類するものをいう。
- (6) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項

の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

（対象者）

第3条 この条例により高齢期移行者医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができる高齢期移行者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）

(3) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助又は豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）若しくは豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けていない者

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 所得を有しない者

イ 所得を有しない者以外の者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けているもの

2 前項第2号、第3号及び第5号の規定にかかわらず、市長は、失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した者を、これらの事由が発生した日の属する月の初日から6箇月を超えない日まで

の間、対象者とすることができる。

(福祉医療費の支給)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

(1) 前条第1項第5号アに該当する対象者 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額。ただし、入院以外の療養である場合であってその額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院療養である場合であってその額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

(2) 前条第1項第5号イに該当する対象者 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額。ただし、入院以外の療養である場合であってその額が12,000円を超えるときは12,000円とし、入院療養である場合であってその額が35,400円を超えるときは35,400円とする。

2 前項各号に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める事由により同項各号に規定する一部負担金を負担することが困難であると認められる者に対し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することができる。

4 市長は、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条の規定の例により算出した額の支給を行う。

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その資格を審査し、第3条に規定する対象者の要件を満たしていることを確認したときは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、当該申請者に対して受給者証を交付するものとする。

3 福祉医療費の支給は、第1項の規定による資格の認定のあった日から適用する。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、兵庫県内の保

険医療機関等（以下「県内保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該県内保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（福祉医療費の申請）

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る福祉医療費の支給があったものとみなす。

（受給資格の喪失）

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

（受給者証の返還）

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（変更の届出）

第11条 受給者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、受給者証及び当該変更が生じた事項を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所

(2) 受給資格の要件

(3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項の規定による申請の書類に記載した事項

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

（福祉医療費の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があ

ると認めたときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全額又は一部を返還させるものとする。

(受給権の保護)

第14条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、豊岡市福祉医療費の助成に関する規則（平成17年豊岡市規則第164号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に豊岡市福祉医療費の助成に関する規則の規定に基づき交付されている受給者証は、第5条の規定により交付された受給者証とみなす。

第106号議案

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例制定について

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

重度障害者に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図るため。

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度障害者 次のア、イ又はウに掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において主として精神科若しくは神経科を担当する医師により、重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）

(2) 医療保険各法 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。

(3) 医療保険各法の給付 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

(4) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。

(5) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又はこれら以外の病院、診療所若しくは薬局

その他これらに類するものをいう。

- (6) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（対象者）

第3条 この条例により重度障害者医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができる重度障害者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 重度障害者、重度障害者の配偶者又は重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持するものについて、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満である者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者
 - イ 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者

ウ 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者

エ 豊岡市こども医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者のこども

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長は、失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した者を、これらの事由が発生した日の属する月の初日から6箇月を超えない日までの間、対象者としてすることができる。

3 第1項第2号に規定する所得割の額については、同号に規定する者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前年）の1月1日において、市の区域外に住所を有していた場合にあっては、その者を同日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する市以外の市町村に住所を有したものとみなして、地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定するものとする。

（福祉医療費の支給）

第4条 市長は、対象者の疾病（重度精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

(1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合にあっては、400円）を上限として当該被保険者等負担額に相当する額

(2) 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において行う療養については、2,400円（低所得者である場合にあっては、1,600円）を限度とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であつて、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であつて、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

- 4 第1項に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- 5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項から第3項まで規定の適用については、それぞれ別の保険医療機関等とみなすものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める事由により同項各号に規定する一部負担金を負担することが困難であると認められる者に対し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することができる。

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による認定の申請があつたときは、その資格を審査し、第3条に規定する対象者の要件を満たしていることを確認したときは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、当該申請者に対して受給者証を交付するものとする。

- 3 福祉医療費の支給は、第1項の規定による資格の認定のあつた日から適用する。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、兵庫県内の保険医療機関等（以下「県内保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該県内保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(福祉医療費の申請)

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があつたものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対し、当該医療に係る福祉医療費の支給があつたものとみなす。

(資格の喪失)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第11条 受給者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、受給者証及び当該変更が生じた事項を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所
- (2) 受給資格の要件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項の規定による申請の書類に記載した事項

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(福祉医療費の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があると認めたときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全額又は一部を返還させるものとする。

(受給権の保護)

第14条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、豊岡市福祉医療費の助成に関する規則（平成17年豊岡市規則第164号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に豊岡市福祉医療費の助成に関する規則の規定に基づき交付されている受給者証は、第5条の規定により交付された受給者証とみなす。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 4 第3条第1項第2号の規定における地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定するものとする。

第107号議案

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例制定について

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

ひとり親家庭等に対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図るため。

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により扶養すべき者である児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までにある者で次のア、イ、ウ又はエに掲げるものをいう。以下同じ。)を現に監護するもの(以下「母子家庭の母」という。)及び当該監護される児童をいう。

ア 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者

イ 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者

ウ 専修学校の高等課程に在学中の者(高等学校を卒業した者を除く。)

エ 外国人学校(専ら外国人が通学する各種学校で高等学校に準ずると認められているものをいう。)に在学中の者

- (2) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、民法第877条の規定により扶養すべき者である児童を現に監護するもの(以下「父子家庭の父」という。)及び当該監護される児童をいう。

- (3) 扶養義務者 民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するものをいう。

- (4) 遺児 次のア、イ、ウ又はエに掲げる者で婚姻をしていないものをいう。

ア 両親が死亡した児童

イ 両親の生死が明らかでない児童

ウ 両親から遺棄されている児童

エ 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、又は両親が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない児童

- (5) 医療保険各法 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。

- (6) 医療保険各法の給付 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (7) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。
- (8) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又はこれら以外の病院、診療所若しくは薬局その他これらに類するものをいう。
- (9) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（対象者）

第3条 この条例によりひとり親家庭等医療費（以下「福祉医療費」という。）の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 母子家庭の母

- イ 母子家庭の母が監護する児童
- ウ 父子家庭の父
- エ 父子家庭の父が監護する児童
- オ 遺児

(3) 母子家庭の母、父子家庭の父、母子家庭の母若しくは父子家庭の父の扶養義務者で主として当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の生計を維持するもの又は遺児の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条の規定の例により算出した額をいう。）が同令第2条の4第1項に規定する額（生計維持者が低所得者である場合には、同条第2項に規定する額）未満である者

(4) 次のいずれにも該当しない者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者
- イ 豊岡市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者
- ウ 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者
- エ 豊岡市こども医療費の助成に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）の規定による医療費の助成を受けている者のこども

2 前項第3号の規定にかかわらず、市長は、失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した者を、これらの事由が発生した日の属する月の初日から6箇月を超えない日までの間、対象者としてすることができる。

（福祉医療費の支給）

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、被保険者等負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を一部負担金として控除した額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

- (1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合にあっては、400円）を上限として当該被保険者等負担額に相当する額
- (2) 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において行う療養については、3,200円（低所得者

である場合にあっては、1,600円)を限度とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる場合であって、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。
- 4 第1項に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- 5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第1項から第3項までの規定の適用については、それぞれ別の保険医療機関等とみなすものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める事由により同項各号に規定する一部負担金を負担することが困難であると認められる者に対し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することができる。

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その資格を審査し、第3条に規定する対象者の要件を満たしていることを確認したときは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、当該申請者に対して受給者証を交付するものとする。

- 3 福祉医療費の支給は、第1項の規定による資格の認定のあった日から適用する。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、兵庫県内の保険医療機関等(以下「県内保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該県内保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(福祉医療費の申請)

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い県内保険医療機関等で医療を受けた場

合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る福祉医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格の喪失)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第11条 受給者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、受給者証及び当該変更が生じた事項を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所

(2) 受給資格の要件

(3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項の規定による申請の書類に記載した事項

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(福祉医療費の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があると認めたときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全額又は一部を返還させるものとする。

(受給権の保護)

第14条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、豊岡市福祉医療費の助成に関する規則（平成17年豊岡市規則第164号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に豊岡市福祉医療費の助成に関する規則の規定に基づき交付されている受給者証は、第 5 条の規定により交付された受給者証とみなす。

第108号議案

豊岡市こども医療費の助成に関する条例制定について

豊岡市こども医療費の助成に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

こどもに対し、条例に基づき医療費を助成し、福祉の増進を図るため。

豊岡市こども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 児童 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) こども 乳幼児等及び児童をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。
- (5) 扶養義務者 民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてこどもの生計を維持するものをいう。
- (6) 医療保険各法 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。
- (7) 医療保険各法の給付 医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (8) 被保険者等負担額 医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額をいう。
- (9) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又はこれら以外の病院、診療所若しくは薬局その他これらに類するものをいう。
- (10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を

除く。)が課されていない者(条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとする。))から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(対象者)

第3条 この条例によりこども医療費(以下「福祉医療費」という。)の助成を受けることができるこどもの保護者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有するこどもの保護者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者の保護者

イ アの保護者以外の保護者であり、かつ、当該保護者(保護者が当該こどもの生計を維持できない者である場合は、そのこどもの扶養義務者)でそのこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項及び第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であるもの

(3) こどもが、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助又は豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例(令和 年豊岡市条例第 号)若しくは豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(令和 年豊岡市条例第 号)の規定による医療費の助成を受けていない者

2 前項第2号イの規定にかかわらず、市長は、失業、廃業、休業その他これらに類する状態により、主たる生計維持者の収入が著しく減少した者を、これらの事由が発生した日の属する月の初日から6箇月を超えない日までの間、対象者とす

ることができる。

- 3 第1項第2号イに規定する所得割の額については、同号イに規定する者が医療保険各法の給付が行われた月の属する年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前年）の1月1日において、市の区域外に住所を有していた場合にあつては、その者を同日において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する市以外の市町村に住所を有したものとみなして、地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定するものとする。

（福祉医療費の支給）

第4条 市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。

- (1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乳幼児等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合にあつては、600円）を上限として当該被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した額

イ 児童 被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額

- (2) 入院療養である場合 当該被保険者等負担額に相当する額

- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号アに掲げる場合であつて、同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

- 3 第1項第1号アに規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の保険医療機関等とみなすものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める事由により同項第1号アに規定する一部負担金又は同号イの福祉医療費として支給する額を除いた被保険者等負担額に相当する額を負担することが困難であると認められる者に対し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給することができる。

（資格の認定）

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受

なければならない。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その資格を審査し、第3条に規定する対象者の要件を満たしていることを確認したときは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、当該申請者に対して受給者証を交付するものとする。

3 福祉医療費の支給は、第1項の規定による資格の認定のあった日から適用する。
(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、こどもが兵庫県内の保険医療機関等（以下「県内保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該県内保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(福祉医療費の申請)

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い、こどもが県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る福祉医療費の支給があったものとみなす。

(受給資格の喪失)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該受給資格を喪失する。

(1) こどもが死亡したとき。

(2) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、その資格を喪失したとき又は受給者証の有効期限が満了したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第11条 受給者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、受給者証及び当該変更が生じた事項を証する書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) こどもの氏名又は住所
- (2) 受給資格の要件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第1項の規定による申請の書類に記載した事項
(損害賠償との調整)

第12条 市長は、こどもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

(福祉医療費の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があると認めたときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全額又は一部を返還させるものとする。

(受給権の保護)

第14条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、豊岡市福祉医療費の助成に関する規則（平成17年豊岡市規則第164号）及び豊岡市こども医療費の助成に関する規則（平成22年豊岡市規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に豊岡市福祉医療費の助成に関する規則及び豊岡市こども医療費の助成に関する規則の規定に基づき交付されている受給者証は、第5条の規定により交付された受給者証とみなす。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 4 第3条第1項第2号イの規定における地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定するものとする。

(対象者の特例)

- 5 この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間、第4条第1項第1号アに

規定する当該乳幼児等の保護者に対する福祉医療費の支給については、第3条第1項第2号イの規定（所得割の額の合計額の要件に係る部分に限る。）は、適用しない。

（福祉医療費の支給額の特例）

- 6 この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間、第4条第1項第1号アに規定する当該乳幼児等の保護者に対する入院以外の療養である場合の福祉医療費として支給する額は、同号アの規定にかかわらず、当該被保険者等負担額に相当する額とする。
- 7 この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間に行われる児童の医療に対する福祉医療費の支給に係る第4条第1項第1号イの規定の適用については、同号中「被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額」とあるのは、「被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額（同一の月において同一の保険医療機関等につき、被保険者等負担額に相当する額の3分の2の額が1,600円を超えるときは、保険医療機関等ごとに被保険者等負担額に相当する額から1,600円を控除した額）」とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間に行われる児童の医療に対する福祉医療費の支給に係る第4条第1項第1号イの規定の適用については、児童の保護者（児童の保護者が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その児童の扶養義務者）でその児童の生計を維持する者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である場合にあっては、同号中「被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額」とあるのは、「被保険者等負担額に相当する額」と読み替えるものとする。

第109号議案

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例制定について

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

健康増進施設の利用料金の限度額の引上げ等を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成21年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第17条関係）

施設	利用料金の限度額
プール	1人1回につき2,000円
トレーニングジム	1人1回につき2,000円
スタジオ	1人1回につき2,000円
浴室	1人1回につき1,400円
プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室	1人1月につき8,800円
	1人1回につき3,800円
調理実習室	1台1時間につき1,100円
	1室貸切り1時間につき3,100円
多目的コート	1面1時間につき6,300円
専用ロッカー	1人1月につき2,000円
備考 「専用ロッカー」とは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用することができるロッカーをいう。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の内容

健康増進施設のうち、プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室の利用料金の限度額を引き上げ、クライミングウォールの施設を廃止し、専用ロッカーの利用区分を月単位とすること。(別表第1関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第9条、第17条関係）		別表第1（第9条、第17条関係）	
施設	利用料金の限度額	施設	利用料金の限度額
プール	1人1回につき1,600円	プール	1人1回につき2,000円
トレーニングジム	1人1回につき1,600円	トレーニングジム	1人1回につき2,000円
スタジオ	1人1回につき1,600円	スタジオ	1人1回につき2,000円
浴室	1人1回につき1,100円	浴室	1人1回につき1,400円
プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室	1人1月につき7,300円	プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室	1人1月につき8,800円
調理実習室	1人1回につき3,100円	調理実習室	1人1回につき3,800円
	1台1時間につき1,100円		1台1時間につき1,100円
	1室貸切り1時間につき3,100円		1室貸切り1時間につき3,100円
クライミングウォール（上級者用）	1人1回につき2,100円	多目的コート	1面1時間につき6,300円
	1面貸切り1時間につき5,200円	専用ロッカー	1人1月につき2,000円
多目的コート	1面1時間につき6,300円	備考 「専用ロッカー」とは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用することができるロッカーをいう。	
専用ロッカー	1日につき400円		
クライミングウォール用具	1回につき1,100円		
備考 「専用ロッカー」とは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用することができるロッカーをいう。			

第110号議案

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例制定について

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

日高農林産物加工研修所及び出石農産物加工場を廃止し、農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第116号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第111号議案

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

城崎市民センターの大会議室の使用区分を見直すため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

豊岡市立城崎市民センター

区分	使用料
大会議室	1時間当たり900円
備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する額に1時間当たり700円を加算した額とする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の内容

城崎市民センターの大会議室の使用料について、使用区分を各時間帯から1時間単位の時間設定にするとともに、冷暖房を使用する場合に加算する額を含めること。(別表第1関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）
別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター				別表第1（第8条関係） 豊岡市立城崎市民センター
区分	使用料			使用料
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	1時間当たり900円
大会議室	2,800円	2,800円	2,800円	
備考				備考
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。				使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定する額に1時間当たり700円を加算した額とする。
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。				

第112号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

伝承館の観覧に係る利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表一般の項中「320円」を「500円」に、「210円」を「400円」に改め、同表生徒の項中「210円」を「300円」に、「110円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

伝承館の観覧に係る利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
1 観覧		1 観覧	
区分	利用料金の限度額（1人1回）		利用料金の限度額（1人1回）
	個人	個人	団体（20人以上）
一般	320円	500円	400円
生徒	210円	300円	200円
備考 略		備考 略	
2 略		2 略	

第113号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

頃垣活性化センターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中 1 の項を削り、 2 の項を 1 の項とし、 3 の項を 2 の項とし、 4 の項を 3 の項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

頃垣活性化センターを廃止すること。（別表関係）

2 附則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
1 豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地				
2 略	略		1 略	略	
3 略	略		2 略	略	
4 略	略		3 略	略	

第114号議案

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

殿食材供給施設を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 名称 豊岡市立但東地域活性化センター
- (2) 位置 豊岡市但東町赤花159番地の1

第3条の3を次のように改める。

（休館日）

第3条の3 活性化施設の休館日は、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。

第3条の4第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間」を「午前10時から午後5時まで」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

附則第3項中「における第3条の3第1項」を「における第3条の3」に、「第3条の3第1項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号」を「第3条の3」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の内容

殿食材供給施設を廃止するため、所要の規定の整備をすること。(第2条、第3条の3、第3条の4、附則第3項関係)

2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。

豊岡市立地域活性化施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(名称及び位置) 第2条 活性化施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 豊岡市立但東地域活性化センター 豊岡市但東町赤花159番地の1 (2) 豊岡市立殿食材供給施設 豊岡市日高町殿810番地 (休館日)	(名称及び位置) 第2条 活性化施設の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 名称 豊岡市立但東地域活性化センター (2) 位置 豊岡市但東町赤花159番地の1 (休館日)
第3条の3 活性化施設の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。 (1) 豊岡市立但東地域活性化センター 指定管理者が市長の承認を得て定める日 (2) 豊岡市立殿食材供給施設 火曜日	第3条の3 活性化施設の休館日は、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。
2 指定管理者は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (開館時間)	(開館時間) 第3条の4 活性化施設の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。
第3条の4 活性化施設の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。 (1) 豊岡市立但東地域活性化センター 午前10時から午後5時まで (2) 豊岡市立殿食材供給施設 午前11時から午後5時まで	

2 前条第2項の規定は、前項の規定による開館時間の変更について準用する。	2 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間に<u>おける第3条の3第1項、第4条及び第5条の規定の適用については、第3条の3第1項、第4条及び第5条の規定の適用については、第3条の3</u>	3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間に<u>おける第3条の3第1項、第4条及び第5条の規定の適用については、第3条の3</u>
ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第3条の4第1項、第4条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。	ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第3条の4第1項、第4条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第115号議案

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

江原駅東駐車場の駐車料金を引き上げ、同駅西駐車場を定期駐車専用の区画に変更するとともに、料金徴収に係る所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

豊岡市営駐車場条例(平成17年豊岡市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び」を「に係る料金にあってはその発行又は定期駐車承認の際に、」に、「料金は、」を「料金にあっては」に改める。

別表第2中

「

豊岡市営江 原駅東駐車 場 江原駅西駐 車場	終日	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに100円。ただし、30分未満は無料とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、1日の最高限度額は300円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごとに100円を加算する。	
			定期駐車券 (江原駅東 駐車場に限 る。)	1月5,000円	1年 以内

」

を

「

豊岡市営江 原駅東駐車 場	終日	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに100円。ただし、30分未満は無料とする。 (2) 前号の規定にかかわらず、1日の最高限度額は600円とし、駐車時間が1日	
---------------------	----	-------	------	--	--

					を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごとに100円を加算する。	
豊岡市営江原駅西駐車場	終日	普通自動車	定期駐車券		1月5,000円	1年以内

に改め、同表豊岡市営出石西の丸駐車場出石鉄砲町駐車場の項中「1回につき」を「1日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。ただし、豊岡市営江原駅東駐車場江原駅西駐車場の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市営駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る使用料について適用し、同日前の入場に係る使用料については、なお従前の例による。

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 定期駐車券に係る料金については、定期駐車を承認する際に徴収することを可能とすること。(第9条関係)
- (2) 江原駅東駐車場の駐車料金の最高限度額を引き上げ、定期利用を廃止すること、江原駅西駐車場を定期利用のみとすること並びに出石西の丸駐車場及び出石鉄砲町駐車場の駐車料金の計算単位を1日に変更すること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和7年2月1日から施行すること。ただし、豊岡市営江原駅東駐車場江原駅西駐車場の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る使用料について適用し、同日前の入場に係る使用料については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市営駐車場条例新旧対照表

現行		改正後（案）				
(料金の徴収)		(料金の徴収)				
第9条 市長は、駐車場において、入退場時間内に自動車等を入場させ、又は退場させる際に料金を徴収する。ただし、別表第2に定める定期駐車券及び		第9条 市長は、駐車場において、入退場時間内に自動車等を入場させ、又は退場させる際に料金を徴収する。ただし、別表第2に定める定期駐車券に係る料金にあってはその発行又は定期駐車券の承認の際に、前条第4項に定める駐車券に係る料金にあってはその発行の際に徴収する。				
2・3 略		2・3 略				
別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第16条関係）		別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第16条関係）				
駐車場の名称	入退場時間	区分			駐車料金	摘要
		車両の種類	料金の種類	時間帯		
豊岡市営市役所北駐車場	略					
～						
豊岡市営城崎温泉						
駅前駐車場						
城崎鴻の湯駐車場						
城崎木屋						

町駐車場	町駐車場	町駐車場	町駐車場	町駐車場	町駐車場
豊岡市営 江原駅東 駐車場	終日	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに 100円。ただし、 30分未満は無料 とする。 (2) 前号の規定に かかわらず、1 日の最高限度額 は600円とし、駐 車時間が1日を 超える場合の駐 車料金は、1日 を超える利用時 間30分ごとに 100円を加算す る。	1年以 内
豊岡市営 江原駅西 駐車場	終日	普通自動車	定期駐車券	1月5,000円	1年以 内
豊岡市営 出石西の 丸駐車場	終日	自動二輪車 普通自動車	駐車料金 駐車料金	1日 200円 1日 400円	

第116号議案

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

歴史資料館のうち、出石加藤弘之生家を廃止するとともに、歴史資料館の設置目的に来訪者の利用、人と人との交流等に関する規定を加え、地域活性化に資するための施設とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第1条中「民俗資料」の右に「、建造物」を、「地域住民」の右に「及び来訪者」を、「文化の向上」の右に「及び人と人との交流を図ることによる地域活性化」を加える。

第2条第1号中「豊岡市立出石史料館」を「豊岡市立出石旧福富家住宅」に改め、同条第4号を削る。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる歴史資料館の区分に応じ、それぞれに定める歴史、民俗、産業、芸術等に関する資料の収集、保管及び展示をすること。

ア 豊岡市立出石旧福富家住宅 出石地域の伝統的建造物に関する資料

イ 豊岡市立出石明治館 出石地域の産業に関する資料

ウ 豊岡市立出石家老屋敷 江戸時代の出石地域に関する資料

第5条第3項中「第2条第1号から第3号まで」を「第2条各号」に改める。

別表第1 豊岡市立出石史料館の項中「豊岡市立出石史料館」を「豊岡市立出石旧福富家住宅」に改め、同表豊岡市立出石加藤弘之生家の項を削る。

別表第2 豊岡市立出石史料館の項中「豊岡市立出石史料館」を「豊岡市立出石旧福富家住宅」に、「午後5時」を「午後10時」に、「入館」を「観覧のための入館は」に改め、同表豊岡市立出石加藤弘之生家の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条の5、第5条関係）

1 豊岡市立出石旧福富家住宅

区分	使用料		
	午前9時30分から 午後零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
全棟	1,800円	2,350円	2,350円
A棟1階	600円	800円	800円
A棟2階	350円	450円	450円
B棟1階	500円	650円	650円
B棟2階	350円	450円	450円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に相当する額を加算する。
- 2 営利目的で使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 2 倍に相当する額とする。

2 豊岡市立出石明治館

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
多目的集会室	1,300円	1,700円	1,700円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に相当する額を加算する。
- 2 営利目的で使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 2 倍に相当する額とする。

別表第 4 豊岡市立出石史料館の項中「豊岡市立出石史料館」を「豊岡市立出石旧福富家住宅」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 歴史資料館の設置規定について、その設置の目的として、資料を来訪者の利用に供すること、人と人との交流による地域活性化に資すること等を追加すること。(第1条関係)
- (2) 歴史資料館のうち、出石資料館の名称を出石旧福富家住宅に変更するとともに、加藤弘之生家を廃止すること。(第2条、別表第1、別表第2、別表第4関係)
- (3) 歴史資料館が事業として収集、保管及び展示をする資料について、歴史資料館の区分に応じてそれぞれに定めること。(第3条関係)
- (4) 出石旧福富家住宅について、開館時間を午後10時まで延長すること及び午後4時30分以降は観覧のための入館はできないこととすること。(別表第2関係)
- (5) 出石旧福富家住宅について、使用区分ごとの使用料を定めること。(別表第3関係)
- (6) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(設置) 第1条 郷土の歴史、民俗資料____等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民____の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上____ ____に資するため、豊岡市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 豊岡市立出石史料館 豊岡市出石町青田78番地 (2)・(3) 略 (4) 豊岡市立出石加藤弘之生家 豊岡市出石町下谷10番地の1 (事業) 第3条 歴史資料館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 歴史、民俗、産業、芸術等に関する資料の収集、保管及び展示を____すること。 (2)～(5) 略	(設置) 第1条 郷土の歴史、民俗資料、建造物等の資料を収集し、保管し、及び展示して地域住民及び来訪者の利用に供し、郷土の歴史についての知識及び関心を深めるとともに、文化の向上及び人との交流を図ることによる地域活性化に資するため、豊岡市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 豊岡市立出石旧福富家住宅 豊岡市出石町青田78番地 (2)・(3) 略 (事業) 第3条 歴史資料館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 次に掲げる歴史資料館の区分に応じ、それぞれに定める歴史、民俗、産業、芸術等に関する資料の収集、保管及び展示をすること。 ア 豊岡市立出石旧福富家住宅 出石地域の伝統的建造物に関する資料 イ 豊岡市立出石明治館 出石地域の産業に関する資料 ウ 豊岡市立出石家老屋敷 江戸時代の出石地域に関する資料 (2)～(5) 略

2 略	(使用料及び入館料の徴収)
第5条 略	
2 略	
3 市長は、第2条第1号から第3号までの <u>歴史資料館</u> において、展示している資料を <u>観覧しようとする者</u> から別表第4に定める入館料を徴収する。	
別表第1 (第4条の3関係)	
名称	休館日
豊岡市立 <u>出石史料館</u>	略
豊岡市立 <u>出石明治館</u>	
豊岡市立 <u>出石家老屋敷</u>	
豊岡市立 <u>出石加藤弘日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日以外の日並びに12月28日</u>	
之生家	から翌年の1月4日まで
別表第2 (第4条の4関係)	
名称	開館時間
豊岡市立 <u>出石史料館</u>	午前9時30分から午後5時まで。ただし、午後4時30分以降は、 <u>入館</u> できない。
豊岡市立 <u>出石明治館</u>	略
豊岡市立 <u>出石家老屋敷</u>	

2 略

(使用料及び入館料の徴収)

第5条 略

2 略

3 市長は、第2条各号の

豊岡市立出石加藤弘	午前10時から午後3時まで。ただし、午後2時30分以降は、入館できない。
之生家	

別表第3（第4条の5、第5条関係）

豊岡市立出石明治館

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的集会室	1,300円	1,700円	1,700円

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

--	--

別表第3（第4条の5、第5条関係）

1 豊岡市立出石旧福富家住宅

区分	使用料		
	午前9時30分から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
全棟	1,800円	2,350円	2,350円
A棟1階	600円	800円	800円
A棟2階	350円	450円	450円
B棟1階	500円	650円	650円
B棟2階	350円	450円	450円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 2 営利目的で使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 豊岡市立出石明治館

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
多目的集会室	1,300円	1,700円	1,700円

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3

割に相当する額を加算する。

- 2 営利目的で使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の
2倍に相当する額とする。

別表第4（第5条関係）

名称	入館料		
	区分	個人 (1人1回につ き)	20人以上の団体 (1人1回につ き)
豊岡市立出石史料館	略		
豊岡市立出石明治館			
豊岡市立出石家老屋敷			

備考 略

別表第4（第5条関係）

名称	入館料		
	区分	個人 (1人1回につ き)	20人以上の団体 (1人1回につ き)
豊岡市立出石旧福富家 住宅	略		
豊岡市立出石明治館			
豊岡市立出石家老屋敷			

備考 略

第117号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設
の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の
徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

竹野小学校及び竹野中学校を廃止し、新たに義務教育学校として竹野学園を設置
するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例(平成17年豊岡市条例第161号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例

第1条及び第2条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表の1の表豊岡市立竹野小学校の項を削り、別表の2の表豊岡市立竹野中学校の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

3 義務教育学校

名称	位置
豊岡市立竹野学園	豊岡市竹野町竹野300番地、豊岡市竹野町竹野2056番地

第2条 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の3の表豊岡市立竹野学園の項中「豊岡市竹野町竹野300番地、」を削る。

(豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例(平成19年豊岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表備考3中「竹野小学校」を「竹野学園(前期課程で使用する校舎に限る。)」に改める。

第4条 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考3中「、竹野学園(前期課程で使用する校舎に限る。)」にあつては1時間当たり300円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第2項中別表第1の改正規定は、令和7年9月1日から施行する。

(豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「小学校」の右に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第1 豊岡市立竹野放課後児童クラブの項中「豊岡市竹野町竹野300番地」を「豊岡市竹野町竹野2056番地」に改める。

(豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ア(ウ)中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改め、「同居者に中学校」の右に「又は義務教育学校」を加え、同号ア(エ)中「小学校又は中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

(豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1項中「市立小学校及び中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(豊岡市いじめ防止対策委員会及び豊岡市いじめ調査委員会条例の一部改正)

- 5 豊岡市いじめ防止対策委員会及び豊岡市いじめ調査委員会条例（平成26年豊岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「市立小学校及び市立中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例及び豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正（第1条関係）
 - ア 題名を豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例に改めること。（題名関係）
 - イ 竹野小学校及び竹野中学校を廃止し、新たに義務教育学校を設置してその名称及び位置を定めること。（第1条、第2条、別表関係）
- (2) 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正（第2条関係）
竹野学園の位置を改めること。（別表関係）
- (3) 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正（第3条関係）
屋外運動場照明施設を使用する場合に使用料を加算する学校施設の名称を改めること。（別表関係）
- (4) 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正（第4条関係）
屋外運動場照明施設を使用する場合に使用料を加算する学校施設から竹野学園を削除すること。（別表関係）

2 附則

- (1) この条例は令和7年4月1日から施行すること。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第2項中別表第1の改正規定は、令和7年9月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) その他の条例について、所要の規定の整理を行うこと。（附則第2項から第5項関係）

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）																																						
豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例 （設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市に<u>小学校及び中学校</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>小学校及び中学校</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） 1 小学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立城崎小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>豊岡市立竹野小学校</td><td>豊岡市竹野町竹野300番地</td></tr> <tr> <td>豊岡市立府中小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立資母小学校</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡南中学校</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡小学校		～	略	豊岡市立城崎小学校		豊岡市立竹野小学校	豊岡市竹野町竹野300番地	豊岡市立府中小学校		～	略	豊岡市立資母小学校		名称	位置	豊岡市立豊岡南中学校		豊岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の設置に関する条例 （設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条（第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市に<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の名称及び位置は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係） 1 小学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立城崎小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>豊岡市立府中小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立資母小学校</td><td></td></tr> </tbody> </table> 2 中学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡南中学校</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡小学校		～	略	豊岡市立城崎小学校		豊岡市立府中小学校		～	略	豊岡市立資母小学校		名称	位置	豊岡市立豊岡南中学校	
名称	位置																																						
豊岡市立豊岡小学校																																							
～	略																																						
豊岡市立城崎小学校																																							
豊岡市立竹野小学校	豊岡市竹野町竹野300番地																																						
豊岡市立府中小学校																																							
～	略																																						
豊岡市立資母小学校																																							
名称	位置																																						
豊岡市立豊岡南中学校																																							
名称	位置																																						
豊岡市立豊岡小学校																																							
～	略																																						
豊岡市立城崎小学校																																							
豊岡市立府中小学校																																							
～	略																																						
豊岡市立資母小学校																																							
名称	位置																																						
豊岡市立豊岡南中学校																																							

～	略	～	略
豊岡市立城崎中学校		豊岡市立城崎中学校	
豊岡市立竹野中学校	豊岡市竹野町竹野2056番地	豊岡市立日高東中学校	
豊岡市立日高東中学校	略	～	略
～		豊岡市立但東中学校	
豊岡市立但東中学校			
3 義務教育学校			
		名称	位置
		豊岡市立竹野学園	豊岡市竹野町竹野300番地、豊岡市竹野町竹野2056番地

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）
別表（第2条関係） 1・2 略 3 義務教育学校		別表（第2条関係）
		1・2 略
		3 義務教育学校
	名称	名称
豊岡市立竹野学園		豊岡市立竹野学園
	位置	豊岡市竹野町竹野2056番地

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	使用料		使用料
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
屋内運動場 ～ 屋外運動場	略		略
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、 <u>竹野小学校</u>		3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、 <u>竹野学園（前期課程で使用する校舎に限る。）</u> にあつては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり700円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	
4 略			4 略

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）																																
（利用者の資格等） 第3条 児童クラブを利用することができる者は、次に掲げる要件（以下「利用者資格」という。）を備えた者とする。 (1) 略 (2) 小学校_____に就学していること。 (3)・(4) 略 2 略 別表第1（第2条関係）	（利用者の資格等） 第3条 児童クラブを利用することができる者は、次に掲げる要件（以下「利用者資格」という。）を備えた者とする。 (1) 略 (2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学していること。 (3)・(4) 略 2 略 別表第1（第2条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡放課後児童クラブ</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立城崎放課後児童クラブ</td><td></td></tr> <tr> <td>豊岡市立竹野放課後児童クラブ</td><td>豊岡市竹野町竹野300番地</td></tr> <tr> <td>豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ</td><td>略</td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立資母放課後児童クラブ</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ		～	略	豊岡市立城崎放課後児童クラブ		豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町竹野300番地	豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ	略	～	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡放課後児童クラブ</td><td></td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立城崎放課後児童クラブ</td><td></td></tr> <tr> <td>豊岡市立竹野放課後児童クラブ</td><td>豊岡市竹野町竹野2056番地</td></tr> <tr> <td>豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ</td><td>略</td></tr> <tr> <td>～</td><td>略</td></tr> <tr> <td>豊岡市立資母放課後児童クラブ</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ		～	略	豊岡市立城崎放課後児童クラブ		豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町竹野2056番地	豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ	略	～	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ	
名称	位置																																
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ																																	
～	略																																
豊岡市立城崎放課後児童クラブ																																	
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町竹野300番地																																
豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ	略																																
～	略																																
豊岡市立資母放課後児童クラブ																																	
名称	位置																																
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ																																	
～	略																																
豊岡市立城崎放課後児童クラブ																																	
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町竹野2056番地																																
豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ	略																																
～	略																																
豊岡市立資母放課後児童クラブ																																	

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
(入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者(以下「被災者等」という。))にあつては第4号)を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア (ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア)・(イ) 略 (ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。))であり、かつ、複式学級(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条第1項ただし書の規定により数学年の児童又は生徒が1学級に編制された学級をいう。以下同じ。))を有する小学校又は中学校 <u>の通学区域である区域に存する市営住宅</u>への入居の申込みにおいては、同居者に中学校	(入居者の資格) 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者(以下「被災者等」という。))にあつては第4号)を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア (ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア)・(イ) 略 (ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第3条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。))であり、かつ、複式学級(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条第1項ただし書の規定により数学年の児童又は生徒が1学級に編制された学級をいう。以下同じ。))を有する小学校、中学校又は義務教育学校の通学区域である区域に存する市営住宅への入居の申込みにおいては、同居者に中学校又は義務教育学

___を卒業するまでの者がある場合) (エ) 過疎地域であり、かつ、複式学級を有する小学校又は中学校 <u>校</u> の通学区域である区域に存する市営住宅に入居 の申込みをした入居者及びその配偶者の年齢の合計が70歳未満 であって、婚姻の届出の日から2年以内である場合 イ・ウ 略 (3)～(5) 略	校を卒業するまでの者がある場合) (エ) 過疎地域であり、かつ、複式学級を有する小学校、中学校又は義務教育学校の通学区域である区域に存する市営住宅に入居 の申込みをした入居者及びその配偶者の年齢の合計が70歳未満 であって、婚姻の届出の日から2年以内である場合 イ・ウ 略 (3)～(5) 略
--	--

豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、<u>市立小学校及び中学校</u>の児童又は生徒に学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として豊岡市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。 (業務) 第3条 学校給食センターは、<u>市立小学校及び中学校</u>の児童又は生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に關し必要な業務を行う。 2 略	(設置) 第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、<u>市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒に学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として豊岡市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。</u> (業務) 第3条 学校給食センターは、<u>市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に關し必要な業務を行う。</u> 2 略

豊岡市いじめ防止対策委員会及び豊岡市いじめ調査委員会条例新旧対照表（附則第 5 項関係）

現行	改正後（案）
(組織) 第 3 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>市立小学校及び市立中学校</u>の校長及び児童生徒の保護者 (4) 略	(組織) 第 3 条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長及び児童生徒の保護者</u> (4) 略

第118号議案

令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422,318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,151,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9,340,037	120,000	9,460,037
	1. 市 民 税	3,578,500	120,000	3,698,500
12. 地 方 交 付 税		16,846,456	328,357	17,174,813
	1. 地 方 交 付 税	16,846,456	328,357	17,174,813
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		164,572	3,388	167,960
	1. 分 担 金	5,392	3,388	8,780
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		762,044	△2,140	759,904
	1. 使 用 料	556,326	△2,140	554,186
16. 国 庫 支 出 金		6,177,480	49,745	6,227,225
	1. 国 庫 負 担 金	3,034,719	75,000	3,109,719
	2. 国 庫 補 助 金	3,098,389	△25,255	3,073,134
17. 県 支 出 金		3,342,360	△12,020	3,330,340
	1. 県 負 担 金	1,812,655	853	1,813,508
	2. 県 補 助 金	1,151,274	△17,357	1,133,917
	3. 委 託 金	378,431	4,484	382,915
18. 財 産 収 入		311,072	201	311,273
	1. 財 産 運 用 収 入	47,263	201	47,464
19. 寄 附 金		1,143,720	3,775	1,147,495
	1. 寄 附 金	1,143,720	3,775	1,147,495
20. 繰 入 金		2,788,235	△259,760	2,528,475
	2. 基 金 繰 入 金	2,621,584	△259,760	2,361,824
22. 諸 収 入		1,615,393	62,972	1,678,365
	4. 受 託 事 業 収 入	20,694	△2,000	18,694
	5. 雑 入	1,042,870	64,972	1,107,842
23. 市 債		2,471,800	127,800	2,599,600
	1. 市 債	2,471,800	127,800	2,599,600
歳 入 合 計		48,728,846	422,318	49,151,164

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		256,262	△3,152	253,110
	1. 議 会 費	256,262	△3,152	253,110
2. 総 務 費		8,207,711	17,926	8,225,637
	1. 総 務 管 理 費	7,433,589	16,686	7,450,275
	2. 徴 税 費	383,490	81	383,571
	3. 戸籍住民基本台帳費	220,051	712	220,763
	4. 選 挙 費	135,038	209	135,247
	5. 統 計 調 査 費	11,242	238	11,480
3. 民 生 費		15,499,937	48,336	15,548,273
	1. 社 会 福 祉 費	5,525,384	1,159	5,526,543
	2. 老 人 福 祉 費	3,523,425	△6,456	3,516,969
	3. 児 童 福 祉 費	5,533,590	△47,108	5,486,482
	4. 生 活 保 護 費	917,538	100,741	1,018,279
4. 衛 生 費		5,054,623	47,719	5,102,342
	1. 保 健 衛 生 費	4,517,584	76,389	4,593,973
	2. 清 掃 費	537,039	△28,670	508,369
6. 農 林 水 産 業 費		1,548,447	△28,285	1,520,162
	1. 農 業 費	1,274,927	△28,239	1,246,688
	2. 林 業 費	243,007	△13	242,994
	3. 水 産 業 費	30,513	△33	30,480
7. 商 工 費		1,146,814	17,989	1,164,803
	1. 商 工 費	1,146,814	17,989	1,164,803
8. 土 木 費		4,966,041	384,917	5,350,958
	1. 土 木 管 理 費	501,250	48,841	550,091
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,724,065	315,024	2,039,089
	5. 都 市 計 画 費	2,420,800	20,834	2,441,634
	6. 住 宅 費	227,895	218	228,113
9. 消 防 費		1,717,743	△3,025	1,714,718

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1. 消 防 費	1, 717, 743	△3, 025	1, 714, 718
10. 教 育 費		4, 486, 380	△25, 979	4, 460, 401
	1. 教 育 総 務 費	1, 610, 072	△23, 915	1, 586, 157
	2. 小 学 校 費	596, 877	△3, 191	593, 686
	3. 中 学 校 費	298, 577	1, 157	299, 734
	4. 幼 稚 園 費	233, 738	△2, 738	231, 000
	5. 社 会 教 育 費	710, 301	1, 027	711, 328
	6. 保 健 体 育 費	1, 036, 815	1, 681	1, 038, 496
12. 公 債 費		5, 703, 133	△34, 128	5, 669, 005
	1. 公 債 費	5, 703, 133	△34, 128	5, 669, 005
歳 出 合 計		48, 728, 846	422, 318	49, 151, 164

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和 7 年度	5,280
農 業 用 施 設 管 理 事 業	令和 7 年度	20,000
道 路 維 持 事 業	令和 7 年度	7,000
住 宅 管 理 事 業	令和 7 年度	11,600
本 庁 舎 外 1 棟 照 明 設 備 L E D 化 改 修 事 業	令和 7 年度	69,800
竹 野 南 地 区 新 交 通 モ ー ド 実 証 運 行 業 務	令和 7 年度	3,472
有 償 旅 客 運 送 運 行 管 理 業 務 (令 和 6 年 度 追 加 分)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	754
指 定 ご み 袋 等 作 製 業 務	令和 7 年度	73,291
多 文 化 共 生 推 進 に 関 す る 共 同 研 究 事 業	令和 7 年度	4,669
ジェンダーギャップ解消に関する 調 査 研 究 事 業	令和 7 年度	5,553
子どもたちが豊岡で世界と出会う 音 楽 祭 開 催 事 業	令和 7 年度	4,716
総 合 健 康 ゾ ー ン 整 備 事 業	令和 7 年度	289,976
す こ や か 市 民 健 診 業 務	令和 7 年度	136,745
ク リ ー ン 作 戦 水 路 土 砂 収 集 運 搬 業 務	令和 7 年度	9,276
豊 岡 斎 場 火 葬 等 業 務	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	82,800
玄 武 洞 公 園 バ リ ア フ リ ー 化 検 討 業 務	令和 7 年度	5,000

事 項	期 間	限 度 額
中 央 公 園 整 備 事 業	令和7年度	129,300
通 学 バ ス 運 行 管 理 業 務	令和7年度	1,452
通 学 バ ス 車 両 購 入	令和7年度	14,146
府 中 小 学 校 空 調 設 備 移 設 事 業	令和7年度	1,500
市 民 会 館 等 自 主 事 業	令和7年度	3,680
歴 史 博 物 館 企 画 展 事 業	令和7年度	1,797
豊岡市民会館改修基本設計業務	令和7年度	59,000
竹野健康福祉センター指定管理料	令和7年度から 令和11年度まで	22,780
但東健康福祉センター指定管理料	令和7年度	9,070
竹野多目的屋内運動広場 指 定 管 理 料 (令 和 6 年 度 追 加 分)	令和7年度から 令和8年度まで	38
長 寿 園 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和11年度まで	32,561
城 崎 文 芸 館 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和8年度まで	5,830
計		1,011,086

廃 止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 学 習 用 端 末 更 新	令和7年度	212,300
計		212,300

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 整 備 事 業 費	66,400	98,300
〔 日 高 庁 舎 〕	〔 20,400 〕	〔 13,100 〕
〔 本 庁 舎 〕	〔 2,900 〕	〔 42,100 〕
総合健康ゾーン整備事業費	16,000	6,100
清 掃 施 設 整 備 事 業 費	14,000	15,500
〔 北 但 ご み 処 理 施 設 〕	〔 14,000 〕	〔 15,500 〕
泉 源 施 設 整 備 事 業 費	19,400	40,300
〔 竹 野 泉 源 〕	〔 19,400 〕	〔 40,300 〕
急傾斜地崩壊対策事業費	17,300	38,700
土 木 管 理 事 業 費	97,900	117,600
〔 鶴 岡 第 3 樋 管 〕	〔 97,900 〕	〔 117,600 〕
公 園 整 備 事 業 費	29,300	59,800
〔 中 央 公 園 〕	〔 18,800 〕	〔 49,300 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	216,700	228,500
〔 三 江 小 学 校 〕	〔 38,900 〕	〔 50,700 〕
計	2,471,800	2,599,600

令和 6 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 （ 第 6 号 ） に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,340,037	120,000	9,460,037
12. 地 方 交 付 税	16,846,456	328,357	17,174,813
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	164,572	3,388	167,960
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	762,044	△2,140	759,904
16. 国 庫 支 出 金	6,177,480	49,745	6,227,225
17. 県 支 出 金	3,342,360	△12,020	3,330,340
18. 財 産 収 入	311,072	201	311,273
19. 寄 附 金	1,143,720	3,775	1,147,495
20. 繰 入 金	2,788,235	△259,760	2,528,475
22. 諸 収 入	1,615,393	62,972	1,678,365
23. 市 債	2,471,800	127,800	2,599,600
歳 入 合 計	48,728,846	422,318	49,151,164

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費	256,262	△3,152	253,110
2. 総 務 費	8,207,711	17,926	8,225,637
3. 民 生 費	15,499,937	48,336	15,548,273
4. 衛 生 費	5,054,623	47,719	5,102,342
6. 農 林 水 産 業 費	1,548,447	△28,285	1,520,162
7. 商 工 費	1,146,814	17,989	1,164,803
8. 土 木 費	4,966,041	384,917	5,350,958
9. 消 防 費	1,717,743	△3,025	1,714,718
10. 教 育 費	4,486,380	△25,979	4,460,401
12. 公 債 費	5,703,133	△34,128	5,669,005
歳 出 合 計	48,728,846	422,318	49,151,164

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△3,152
7,412	30,800	100	△20,386
78,736		65,858	△96,258
3,032	△8,400	△2,000	55,087
△20,028			△8,257
	22,000		△4,011
△17,910	71,600	1,398	329,829
853			△3,878
△14,370	11,800	1,700	△25,109
			△34,128
37,725	127,800	67,056	189,737

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 個 人	3,016,000	120,000	3,136,000
計	3,578,500	120,000	3,698,500

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 地 方 交 付 税	16,846,456	328,357	17,174,813
計	16,846,456	328,357	17,174,813

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 土 木 費 分 担 金	2,500	3,388	5,888
計	5,392	3,388	8,780

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7. 土 木 使 用 料	328,620	△2,140	326,480
計	556,326	△2,140	554,186

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民 生 費 国 庫 負 担 金	3,031,812	75,000	3,106,812
計	3,034,719	75,000	3,109,719

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	120,000	現年課税分 120,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	328,357	特別交付税 328,357

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 土 木 管 理 費 分 担 金	3,388	急傾斜地崩壊対策事業費分担金 3,388

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 都 市 計 画 使 用 料	△2,140	駐車場使用料 △2,140 出石西の丸駐車場 △859 出石鉄砲町駐車場 △1,281

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 生 活 保 護 費 負 担 金	75,000	生活保護費負担金 75,000

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,281,134	2,071	1,283,205
3. 衛生費国庫補助金	46,025	3,115	49,140
6. 土木費国庫補助金	430,281	△17,910	412,371
8. 教育費国庫補助金	289,442	△13,000	276,442
20. デジタル田園都市国家構想交付金	116,234	469	116,703
計	3,098,389	△25,255	3,073,134

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
8. 消防費県負担金	0	853	853
計	1,812,655	853	1,813,508

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	55,014	2,000	57,014
2. 民生費県補助金	465,454	1,665	467,119
5. 農林水産業費県補助金	540,479	△20,028	520,451
9. 教育費県補助金	37,317	△994	36,323
計	1,151,274	△17,357	1,133,917

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	1,421	障害者総合支援事業費補助金	1,421
3. 児童福祉費補助金	650	保育士等研修事業費補助金	250
		保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	400
1. 保健衛生費補助金	3,115	母子保健衛生費国庫補助金	3,115
1. 道路橋りょう費補助金	△17,910	防災・安全交付金	△17,910
		雪害対策事業費	△17,910
2. 小学校費補助金	△13,000	学校施設環境改善交付金	△13,000
1. デジタル田園都市国家構想交付金	469	デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生推進タイプ	469 469

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 災害対策費負担金	853	市町応援経費負担金	853

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	2,000	自動録音電話機等普及促進事業費補助金	2,000
1. 社会福祉費補助金	1,665	高齢期移行助成事業費補助金	450
		医療費	450
		母子家庭等医療費助成事業費補助金	340
		こども医療費助成事業費補助金	875
		入院医療費	159
		通院医療費	716
1. 農業費補助金	△20,028	多面的機能支払交付金	△29,723
		環境保全型農業直接支払推進交付金	1,468
		機構集積協力金	8,227
1. 教育総務費補助金	△994	中学校部活動指導員配置事業費補助金	△994

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	245,576	4,943	250,519
3. 衛生費委託金	7,261	△83	7,178
7. 教育費委託金	8,679	△376	8,303
計	378,431	4,484	382,915

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 財産貸付収入	28,090	201	28,291
計	47,263	201	47,464

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	1,720	775	2,495
3. 民生費寄附金	0	1,000	1,000
8. 教育費寄附金	5,000	2,000	7,000
計	1,143,720	3,775	1,147,495

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,438,713	△260,000	1,178,713
13. 地域振興基金繰入金	648,311	240	648,551
計	2,621,584	△259,760	2,361,824

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選 挙 費 委 託 金	4,500	兵庫県知事選挙事務委託金	4,500
5. 統計調査費委託金	443	全国家計構造調査事務委託金 農林業センサス事務委託金	9 434
1. 保健衛生費委託金	△83	大気汚染常時監視網管理委託金	△83
1. 教育総務費委託金	△376	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△376

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土地建物貸付収入	201	建物貸付収入	201

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一 般 寄 附 金	775	一般寄附金	775
4. 児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
1. 教育総務費寄附金	1,000	教育総務費寄附金	1,000
4. 社会教育費寄附金	1,000	社会教育事業費寄附金	1,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	△260,000	財政調整基金繰入金	△260,000
1. 地域振興基金繰入金	240	地域振興基金繰入金	240

(款) 22. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 衛 生 費 受 託 事 業 収 入	11,467	△2,000	9,467
計	20,694	△2,000	18,694

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 雑 入	1,042,282	64,972	1,107,254
計	1,042,870	64,972	1,107,842

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 債	306,200	31,900	338,100
4. 衛 生 債	136,400	△8,400	128,000
7. 商 工 債	41,400	20,900	62,300
8. 土 木 債	812,500	71,600	884,100
10. 教 育 債	585,200	11,800	597,000
計	2,471,800	127,800	2,599,600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保健衛生費受託事業 収 入	△2,000	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入 △2,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 雑 入	64,972	指定管理者納付金 150 出石地域市営駐車場 150 返納金 64,822 私立認定こども園施設型給付費返還金 5 後期高齢者医療広域連合負担金返納金 64,817

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総 務 管 理 債	31,900	庁舎整備事業債 31,900 日高庁舎 △7,300 本庁舎 39,200
1. 保 健 衛 生 債	△9,900	総合健康ゾーン整備事業債 △9,900
2. 清 掃 債	1,500	清掃施設整備事業債 1,500 北但ごみ処理施設 1,500
1. 商 工 債	20,900	泉源施設整備事業債 20,900 竹野泉源 20,900
1. 土 木 管 理 債	41,100	急傾斜地崩壊対策事業債 21,400 土木管理事業債 19,700 鶴岡第3樋管 19,700
5. 都 市 計 画 債	30,500	公園整備事業債 30,500 中央公園 30,500
2. 小 学 校 債	11,800	公立小学校整備事業債 11,800 三江小学校 11,800

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	256,262	△3,152	253,110				△3,152
計	256,262	△3,152	253,110				△3,152

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,022,397	△2,725	2,019,672				△2,725
5. 財 産 管 理 費	2,031,859	42,307	2,074,166		39,200	100	3,007
8. 公共交通対策費	422,167	3,230	425,397		△1,100		4,330
9. 環境政策推進費	148,512	866	149,378				866

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△2,160	人件費 △3,092 議員報酬 △2,160
3. 職員手当等	△932	議員期末手当 △932 議会運営活動費 【議会事務局】 △60
18. 負担金、補助及び交付金	△60	交付金 △60 政務活動費 △60

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△1,274	人件費 △1,184 一般職給 △1,274
3. 職員手当等	2,875	一般職員 △1,274 扶養手当 133
4. 共済費	28	住居手当 274 通勤手当 226
12. 委託料	△1,541	単身赴任手当 △386 時間外勤務手当 2,292
18. 負担金、補助及び交付金	△2,813	期末手当 296 勤勉手当 40 共済組合負担金 16 健保、厚生年金保険料 12 負担金 △2,813 退職手当組合 △2,726 職員互助会 △87 一般管理費 【総務課】 △1,541 業務委託料 △1,541 物品等移転業務
12. 委託料	△693	庁舎管理費 【総務課】 43,507 投資委託料 △693
14. 工事請負費	44,200	実施設計 整備工事費 44,200
24. 積立金	△1,200	庁舎等 基金管理費 【生活環境課・都市整備課】 △1,200 財政調整基金積立金 △800 市債管理基金積立金 △400
18. 負担金、補助及び交付金	3,230	バス交通対策事業費 【都市整備課】 3,230 補助金 3,230 高校生通学定期券購入費 3,230
3. 職員手当等	908	人件費 866 時間外勤務手当 945

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	113,182	10	113,192				10
11. 情 報 管 理 費	295,105	941	296,046				941
15. 日 高 振 興 局 費	43,628	△7,860	35,768		△7,300		△560
21. 交通安全対策費	7,932	44	7,976				44
24. 諸 費	27,102	2,000	29,102	2,000			
32. 地域コミュニティ推進費	524,837	2,812	527,649				2,812
34. 地方創生推進事業費	762,797	△24,939	737,858	469			△25,408

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△42	期末手当 △37 共済組合負担金 △42
3. 職 員 手 当 等	10	人件費 10 通勤手当 10
3. 職 員 手 当 等	99	人件費 7 通勤手当 40
4. 共 済 費	△92	勤勉手当 59 共済組合負担金 △81
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	934	健保、厚生年金保険料 △11 D X 推進事業費 【D X ・ 行財政改革推進課】 934 負担金 934 企業人派遣 934
12. 委 託 料	△7,860	庁舎管理費 【日高地域振興課】 △7,860 投資委託料 △7,860 実施設計
3. 職 員 手 当 等	44	人件費 44 通勤手当 44
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,000	防犯対策事業費 【生活環境課】 2,000 補助金 2,000 自動録音機能付電話機等購入事業費 2,000
3. 職 員 手 当 等	2,792	人件費 2,812 通勤手当 △24
4. 共 済 費	20	時間外勤務手当 2,863 勤勉手当 △47 共済組合負担金 36 健保、厚生年金保険料 △16
1. 報 酬	△1,484	人件費 △3,397 会計年度任用職員報酬 △1,484
3. 職 員 手 当 等	△1,374	パートタイム職員 △1,484 通勤手当 △96
4. 共 済 費	△539	期末手当 △696 勤勉手当 △582
7. 報 償 費	△200	共済組合負担金 △212 健保、厚生年金保険料 △327
10. 需 用 費	354	多文化共生推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】 514
12. 委 託 料	△21,710	負担金 514 多文化共生推進調査研究事業費 514
13. 使用料及び賃借料	△500	ジェンダーギャップ解消推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】 1,124
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	514	消耗品費 354 業務委託料 770 アンケート調査業務 ふるさと教育推進事業費 【学校教育課】 △700 報償金 △200 自動車借上料 △500

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(地方創生推進事業 費)							
計	7,433,589	16,686	7,450,275	2,469	30,800	100	△16,683

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 税 務 総 務 費	295,165	△3,323	291,842				△3,323
2. 賦 課 徴 収 費	88,325	3,404	91,729				3,404
計	383,490	81	383,571				81

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 戸籍住民基本台帳 費	220,051	712	220,763				712

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		地域おこし協力隊推進事業費 【地域づくり課・城崎 地域振興課】 △22,480 業務委託料 △22,480 地域おこし協力隊業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△45	人件費 △3,323 会計年度任用職員報酬 △45
2. 給 料	△1,290	パートタイム職員 △45 一般職給 △1,290
3. 職 員 手 当 等	△1,104	一般職員 △1,290 扶養手当 △286
4. 共 済 費	△884	住居手当 △168 通勤手当 △40 期末手当 △316 勤勉手当 △294 共済組合負担金 △884
12. 委 託 料	3,404	賦課徴収事務費 【税務課】 3,404 業務委託料 3,404 基幹システム改修業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	890	人件費 712 会計年度任用職員報酬 890
2. 給 料	△158	パートタイム職員 890 一般職給 △158
3. 職 員 手 当 等	△172	一般職員 △158 通勤手当 △73
4. 共 済 費	152	期末手当 △60 勤勉手当 △39

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(戸籍住民基本台帳 費)							
計	220, 051	712	220, 763				712

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 選挙管理委員会費	15, 510	209	15, 719				209
7. 兵庫県知事選挙費	54, 732	0	54, 732	4, 500			△4, 500
計	135, 038	209	135, 247	4, 500			△4, 291

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 基幹統計調査費	1, 276	9	1, 285	9			
36. 農林業センサス調 査 費	9, 219	229	9, 448	434			△205
計	11, 242	238	11, 480	443			△205

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		共済組合負担金 53 健保、厚生年金保険料 99

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△46	人件費 209 一般職給 △46
3. 職 員 手 当 等	144	一般職員 △46 扶養手当 180
4. 共 済 費	111	通勤手当 △27 勤勉手当 △9 共済組合負担金 111
		財源更正

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	5	人件費 5 調査員報酬 5
11. 役 務 費	4	全国家計構造調査費 【総務課】 4 通信運搬費 4
1. 報 酬	229	人件費 229 調査員報酬 229

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	2,022,525	△7,580	2,014,945	1,421			△9,001
2. 身体障害者福祉費	208,246	220	208,466				220
8. 隣 保 館 費	15,438	△129	15,309				△129
9. 国民年金事務費	4,372	△60	4,312				△60
10. 医療費助成事業費	386,590	3,470	390,060	1,665		240	1,565
11. 健康福祉施設管理費	144,456	10	144,466				10
15. 障害者総合支援事業費	2,608,241	5,228	2,613,469				5,228
計	5,525,384	1,159	5,526,543	3,086		240	△2,167

一般会計

(単位 千円)

節		明
区 分	金 額	
1. 報 酬	1,187	人件費 3,156
2. 給 料	△301	会計年度任用職員報酬 1,187
3. 職 員 手 当 等	2,065	パートタイム職員 1,187
4. 共 済 費	205	一般職給 △301
12. 委 託 料	2,842	一般職員 △301
27. 繰 出 金	△13,578	扶養手当 46
		住居手当 △26
		通勤手当 64
		時間外勤務手当 1,928
		期末手当 141
		勤勉手当 △88
		共済組合負担金 81
		健保、厚生年金保険料 124
		福祉事務所費 【社会福祉課】 2,842
		業務委託料 2,842
		福祉総合システム改修業務
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】 △13,578
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 △13,578
13. 使用料及び賃借料	220	身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】 220
		自動車借上料 220
1. 報 酬	△67	人件費 △129
4. 共 済 費	△62	会計年度任用職員報酬 △67
		パートタイム職員 △67
		共済組合負担金 △20
		健保、厚生年金保険料 △42
3. 職 員 手 当 等	△60	人件費 △60
		時間外勤務手当 △60
3. 職 員 手 当 等	60	人件費 60
		時間外勤務手当 60
19. 扶 助 費	3,410	高齢期移行助成事業費 【国保・年金課】 900
		高齢期移行助成金 900
		母子家庭等医療費助成事業費 【国保・年金課】 680
		母子家庭等医療助成金 680
		こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 1,830
		こども医療助成金 1,830
12. 委 託 料	10	竹野多目的屋内運動広場管理費 【高年介護課】 10
		運営委託料 10
		指定管理料（竹野多目的屋内運動広場）
3. 職 員 手 当 等	23	人件費 23
		時間外勤務手当 23
22. 償還金、利子及び割引料	5,205	障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】 5,205
		国県負担金等精算返納金 5,205
		国庫負担金返納金 4,599
		県負担金返納金 606

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 老人福祉総務費	3,096,372	△5,700	3,090,672			64,817	△70,517
2. 老人福祉事業費	140,347	△1,082	139,265				△1,082
6. 老人福祉施設管理費	5,802	326	6,128			201	125
計	3,523,425	△6,456	3,516,969			65,018	△71,474

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児童福祉総務費	1,929,188	△1,712	1,927,476				△1,712

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△69	人件費 389 一般職給 △69
3. 職 員 手 当 等	484	一般職員 △69 扶養手当 △45
4. 共 済 費	△26	時間外勤務手当 705 期末手当 △35
11. 役 務 費	189	勤勉手当 △141 共済組合負担金 19
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△4,747	健保、厚生年金保険料 △45 老人福祉総務費 【高年介護課】 189 手数料 189
27. 繰 出 金	△1,531	介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 △732 介護保険事業特別会計繰出金 △732 後期高齢者医療事業費 【国保・年金課】 △4,747 負担金 △4,747 後期高齢者医療広域連合事務費 △4,747 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】 △799 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 △799
19. 扶 助 費	△1,082	外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】 △1,082 外出支援サービス助成費 △1,082
12. 委 託 料	326	長寿園管理費 【高年介護課】 326 運営委託料 326 指定管理料（長寿園）

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△1,269	人件費 △1,717 会計年度任用職員報酬 △1,269
2. 給 料	46	パートタイム職員 △1,269 一般職給 46
3. 職 員 手 当 等	△258	一般職員 46 通勤手当 78
4. 共 済 費	△236	時間外勤務手当 80 期末手当 △217
22. 償 還 金、利 子 及 び 割 引	5	勤勉手当 △199 共済組合負担金 △62 健保、厚生年金保険料 △174 児童福祉総務費 【幼児育成課】 5 国県負担金等精算返納金 5 国庫補助金返納金 3

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運 営 費	346,619	△1,381	345,238	400		600	△2,381
4. 私 立 園 費	2,416,676	500	2,417,176	250			250
5. 公 立 園 費	811,331	△44,408	766,923				△44,408
6. 母子・父子福祉費	29,776	△107	29,669				△107
計	5,533,590	△47,108	5,486,482	650		600	△48,358

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 生活保護総務費	52,106	741	52,847				741
2. 扶 助 費	865,432	100,000	965,432	75,000			25,000

一般会計

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
		県負担金返納金 2
1. 報 酬	△1,759	人件費 △2,811 会計年度任用職員報酬 △1,759
3. 職 員 手 当 等	△664	パートタイム職員 △1,759 通勤手当 △35
4. 共 済 費	△388	期末手当 △335 勤勉手当 △294
17. 備 品 購 入 費	1,430	共済組合負担金 △155 健保、厚生年金保険料 △233 放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】 1,430 事業用備品 1,430
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	500	子ども子育て支援交付金等事業費 【幼児育成課】 500 補助金 500 保育の質の向上のための研修事業費 500
2. 給 料	△28,249	人件費 △44,408 一般職給 △28,249
3. 職 員 手 当 等	△10,443	一般職員 △1,671 会計年度任用職員 △26,578
4. 共 済 費	△5,716	扶養手当 91 通勤手当 △1,181 時間外勤務手当 1,285 期末手当 △5,786 勤勉手当 △4,852 共済組合負担金 △999 健保、厚生年金保険料 △3,399 学校共済組合負担金 △1,318
1. 報 酬	18	人件費 △107 会計年度任用職員報酬 18
3. 職 員 手 当 等	△125	パートタイム職員 18 通勤手当 △125

(単位 千円)

節		明 説
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	741	人件費 741 扶養手当 76 時間外勤務手当 665
19. 扶 助 費	100,000	生活保護措置費 【社会福祉課】 100,000 生活扶助費 △3,000

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(扶 助 費)							
計	917,538	100,741	1,018,279	75,000			25,741

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生総務費	493,063	△11,536	481,527	3,021	△9,900		△4,657
2. 生涯健康推進費	283,433	△356	283,077	94		△2,000	1,550
3. 予 防 費	414,500	89,501	504,001				89,501

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		住宅扶助費 △3,000 医療扶助費 109,000 介護扶助費 △3,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,350	人件費 △1,068 会計年度任用職員報酬 1,350
2. 給料	△2,538	パートタイム職員 1,350 一般職給 △2,538
3. 職員手当等	450	一般職員 △2,538 扶養手当 138
4. 共済費	△330	住居手当 △176 通勤手当 △190
12. 委託料	△10,468	期末手当 391 勤勉手当 287 共済組合負担金 △482 健保、厚生年金保険料 152 総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】 △10,468 投資委託料 △10,468 実施設計
1. 報酬	△2,000	人件費 △2,000 会計年度任用職員報酬 △2,000
19. 扶助費	△5,824	歯科衛生士（健康増進課） △300 保健師（健康増進課） △1,000 管理栄養士（健康増進課） △700
22. 償還金、利子及び割引料	7,468	健康診査事業費 【健康増進課】 946 国県負担金等精算返納金 946 後期高齢者医療広域連合補助金返納金 946 母子保健事業費 【こども未来課】 385 妊婦健康診査費助成金 △4,774 特定不妊治療費助成金 △1,050 国県負担金等精算返納金 6,209 国庫補助金返納金 6,209 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 【健康増進課】 313 返還金 313 後期高齢者医療広域連合返還金 313
10. 需用費	19,557	予防接種事業費 【健康増進課・こども未来課】 89,501 医薬材料費 19,557
19. 扶助費	4,325	予防接種費用助成金 4,325

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(予 防 費)							
6. 公 害 行 政 費	4,153	△83	4,070	△83			
8. 病 院 費	2,804,411	△117	2,804,294				△117
9. 診 療 所 費	102,053	2,307	104,360				2,307
10. 水 道 費	357,973	△3,327	354,646				△3,327
計	4,517,584	76,389	4,593,973	3,032	△9,900	△2,000	85,257

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 清 掃 総 務 費	26,976	△773	26,203				△773
2. 塵 芥 処 理 費	484,024	△27,897	456,127		1,500		△29,397
計	537,039	△28,670	508,369		1,500		△30,170

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引料	65,619	国県負担金等精算返納金 65,619 国庫負担金返納金 23,760 国庫補助金返納金 41,859
10. 需用費	△83	大気汚染対策事業費 【生活環境課】 △83 光熱水費 △83
18. 負担金、補助及び交付金	△117	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】 △88 負担金 △88 公立豊岡病院組合 △88 地域医療対策事業費 【健康増進課】 △29 負担金 △29 小児救急電話相談事業費 △29
10. 需用費	618	診療所管理費 【健康増進課】 2,409
11. 役務費	951	修繕料 618
		手数料 951
		住宅用備品 840
17. 備品購入費	840	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 △102
27. 繰出金	△102	診療所事業特別会計繰出金 △102
18. 負担金、補助及び交付金	△3,327	水道事業会計負担金 【水道課】 △3,327 負担金 △3,327 水道事業会計 △3,327

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給料	△342	人件費 △773
		一般職給 △342
3. 職員手当等	△359	一般職員 △342
		期末手当 △98
4. 共済費	△72	勤勉手当 △261
		共済組合負担金 △72
18. 負担金、補助及び交付金	△27,897	塵芥処理事業費 【生活環境課】 △27,897 負担金 △27,897 北但行政事務組合 △27,897

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 農 業 委 員 会 費	67,608	△170	67,438				△170
2. 農 業 総 務 費	149,659	△318	149,341	71			△389
3. 農 業 振 興 費	581,953	△29,627	552,326	△20,099			△9,528
5. 農 地 費	436,645	△36	436,609				△36
7. たん水防除施設費	32,701	1,912	34,613				1,912
計	1,274,927	△28,239	1,246,688	△20,028			△8,211

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	108	人件費 △170 一般職給 108
3. 職員手当等	△221	一般職員 108 扶養手当 △180
4. 共済費	△57	住居手当 △180 通勤手当 △112 時間外勤務手当 242 期末手当 △12 勤勉手当 21 共済組合負担金 △57
2. 給料	△185	人件費 △318 一般職給 △185
3. 職員手当等	28	一般職員 △185 扶養手当 51
4. 共済費	△161	通勤手当 △23 共済組合負担金 △62 健保、厚生年金保険料 △99
10. 需用費	216	多面的機能支払事業費 【農林水産課】 △39,744 消耗品費 120
11. 役務費	40	燃料費 96 手数料 40
18. 負担金、補助及び交付金	△29,883	交付金 △40,000 長寿命化活動交付金 △40,000 環境保全型農業直接支払事業費 【農林水産課】 1,890 交付金 1,890 環境保全型農業直接支払事業費 1,890 地域計画推進事業費 【農林水産課】 8,227 補助金 8,227 機構集積協力金 8,227
1. 報酬	75	人件費 △36 会計年度任用職員報酬 75
3. 職員手当等	△67	パートタイム職員 75 扶養手当 △78
4. 共済費	△44	住居手当 56 通勤手当 △72 期末手当 15 勤勉手当 12 共済組合負担金 △44
10. 需用費	795	ポンプ場管理費 【農林水産課】 1,912 光熱水費 795
12. 委託料	1,117	維持管理委託料 1,117 運転管理

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 林 業 総 務 費	53,762	△13	53,749				△13
計	243,007	△13	242,994				△13

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 水 産 業 総 務 費	19,543	△33	19,510				△33
計	30,513	△33	30,480				△33

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 商 工 総 務 費	98,439	257	98,696				257
3. 消費者行政推進費	21,775	67	21,842				67
5. 観 光 費	154,759	2,665	157,424		1,100		1,565

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△13	人件費 △13 共済組合負担金 △13

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△33	人件費 △33 共済組合負担金 △33

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	257	人件費 257 住居手当 △38 時間外勤務手当 295
3. 職 員 手 当 等	67	人件費 67 期末手当 26 勤勉手当 41
1. 報 酬	△795	人件費 2,665 会計年度任用職員報酬 △795
2. 給 料	1,404	パートタイム職員 △795 一般職給 1,404
3. 職 員 手 当 等	1,809	一般職員 1,404 扶養手当 120
4. 共 済 費	247	住居手当 168 通勤手当 △80 時間外勤務手当 1,432 期末手当 97 勤勉手当 △18 児童手当 90 共済組合負担金 357 健保、厚生年金保険料 △110

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 観光施設管理費	130,948	15,000	145,948		20,900		△5,900
計	1,146,814	17,989	1,164,803		22,000		△4,011

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 土 木 総 務 費	267,911	28,983	296,894		21,400	3,388	4,195
4. 排水機樋門管理費	178,488	19,858	198,346		19,700		158
計	501,250	48,841	550,091		41,100	3,388	4,353

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	△1,600	観光施設管理費 【城崎地域振興課】 △400 維持管理委託料 △400 清掃管理
12. 委託料	△400	城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】 △1,600
14. 工事請負費	17,000	光熱水費 △1,600 泉源管理費 【観光政策課】 17,000 補修工事費 17,000 竹野泉源

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	849	人件費 1,977 一般職給 849
3. 職員手当等	919	一般職員 849 通勤手当 △193
4. 共済費	209	時間外勤務手当 642 管理職手当 90
18. 負担金、補助及び 交付金	26,950	期末手当 208 勤勉手当 172 共済組合負担金 209
22. 償還金、利子及び割 引料	56	急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】 27,006 負担金 26,950 急傾斜地崩壊対策事業費 26,950 還付金 56 受益者分担金過年度過誤納還付金 56
1. 報酬	33	人件費 179 会計年度任用職員報酬 33
3. 職員手当等	95	パートタイム職員 33 勤勉手当 95
4. 共済費	51	健保、厚生年金保険料 51
12. 委託料	19,679	排水機樋門管理費 【建設課】 19,679 工事委託料 19,679 鶴岡第3樋管

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 道路橋りょう総務費	108,053	317	108,370				317
3. 道路新設改良費	136,801	△64	136,737				△64
4. 雪 害 対 策 費	371,497	314,771	686,268	△17,910			332,681
計	1,724,065	315,024	2,039,089	△17,910			332,934

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 都市計画総務費	131,211	△1,560	129,651				△1,560
2. 公 園 管 理 費	61,748	32,200	93,948		30,500		1,700
4. 駐 車 場 管 理 費	26,868	776	27,644			△1,990	2,766

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	117	人件費 117
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	200	住居手当 196
		通勤手当 △79
		道路橋りょう総務費 【城崎地域振興課】 200
		補助金 200
		城崎大橋架橋・桃島バイパス整備促進期成同盟会 200
3. 職 員 手 当 等	△64	人件費 △64
		扶養手当 △64
3. 職 員 手 当 等	688	人件費 688
		時間外勤務手当 688
10. 需 用 費	3,543	雪害対策事業費 【建設課】 314,083
		消耗品費 3,543
12. 委 託 料	311,000	業務委託料 311,000
		除雪業務
17. 備 品 購 入 費	△460	事業用備品 △460

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△608	人件費 △757
		一般職給 △608
3. 職 員 手 当 等	△117	一般職員 △608
		扶養手当 48
4. 共 済 費	△32	勤勉手当 △165
		共済組合負担金 △32
12. 委 託 料	△803	都市計画総務費 【都市整備課】 △803
		業務委託料 △803
		都市計画図修正業務
12. 委 託 料	△6,800	中央公園整備事業費 【都市整備課】 32,200
		投資委託料 △6,800
14. 工 事 請 負 費	39,000	実施設計
		解体工事費 39,000
		市民体育館
10. 需 用 費	533	日高駐車場管理費 【日高地域振興課】 2,492
		修繕料 533
12. 委 託 料	△1,716	撤去工事費 1,959
		駐車場設備
14. 工 事 請 負 費	1,959	出石駐車場管理費 【出石地域振興課】 △1,716
		維持管理委託料 △1,716
		駐車場管理

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 下 水 道 費	2,200,973	△10,582	2,190,391				△10,582
計	2,420,800	20,834	2,441,634		30,500	△1,990	△7,676

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 住 宅 管 理 費	227,895	218	228,113				218
計	227,895	218	228,113				218

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 常 備 消 防 費	1,084,480	△3,296	1,081,184				△3,296
2. 非 常 備 消 防 費	468,572	△542	468,030				△542
5. 災 害 対 策 費	69,769	813	70,582	853			△40

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△10,582	下水道事業会計負担金 【下水道課】 △10,582 負担金 △10,582 下水道事業会計 △10,582

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	203	人件費 218 通勤手当 72
4. 共 済 費	15	期末手当 71 勤勉手当 60 共済組合負担金 15

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△2,692	人件費 △3,296 一般職給 △2,692
3. 職 員 手 当 等	248	一般職員 △2,692 扶養手当 117
4. 共 済 費	△852	住居手当 407 通勤手当 180 期末手当 △286 勤勉手当 △170 共済組合負担金 △852
3. 職 員 手 当 等	405	人件費 311 時間外勤務手当 405
4. 共 済 費	△94	共済組合負担金 △94
8. 旅 費	△853	非常備消防事業費 【危機管理課】 △853 費用弁償 △594 普通旅費 △259
18. 負担金、補助及び 交 付 金	813	能登半島地震支援事業費 【危機管理課】 813 負担金 813

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(災 害 対 策 費)							
計	1,717,743	△3,025	1,714,718	853			△3,878

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 事 務 局 費	300,228	△25	300,203				△25
4. 教育研修センター 費	50,473	143	50,616				143
5. 学 校 振 興 費	1,040,335	△19,390	1,020,945	△1,370		400	△18,420

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		応援経費負担金 813

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△49	人件費 △259
3. 職員手当等	△190	会計年度任用職員報酬 △49 パートタイム職員 △49
4. 共済費	△20	扶養手当 △57 通勤手当 72
12. 委託料	234	時間外勤務手当 △177 期末手当 △10 勤勉手当 △18 共済組合負担金 5 学校共済組合負担金 △25 学校教育事務局費 【学校教育課】 234 業務委託料 234 校務支援システム整備業務
3. 職員手当等	97	人件費 143 通勤手当 57
4. 共済費	46	期末手当 22 勤勉手当 18 共済組合負担金 20 健保、厚生年金保険料 26
1. 報酬	△3,911	人件費 △12,064 会計年度任用職員報酬 △3,911
3. 職員手当等	△7,060	パートタイム職員 △2,420 中学校部活指導員（学校教育課） △1,491
4. 共済費	△1,093	通勤手当 △91 期末手当 37
7. 報償費	△526	勤勉手当 △7,006 共済組合負担金 51
12. 委託料	△5,500	健保、厚生年金保険料 △448 学校共済組合負担金 △696
13. 使用料及び賃借料	△1,700	学校振興事業費 【学校教育課】 △7,726 報償金 △526
17. 備品購入費	400	業務委託料 △5,500 水泳授業 自動車借上料 △1,700 こども支援センター運営事業費 【こども支援課】 400 事業用備品 400

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 特別支援教育費	199,904	△3,543	196,361				△3,543
9. 認定こども園費	15,592	△1,100	14,492				△1,100
計	1,610,072	△23,915	1,586,157	△1,370		400	△22,945

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 小 学 校 管 理 費	442,257	1,051	443,308			400	651
3. 小学校施設整備費	74,414	△4,242	70,172	△13,000	11,800		△3,042
計	596,877	△3,191	593,686	△13,000	11,800	400	△2,391

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 中 学 校 管 理 費	225,024	1,157	226,181			600	557

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△2,755	人件費 △3,543 会計年度任用職員報酬 △2,755 パートタイム職員 △2,755 通勤手当 △163 期末手当 △75 勤勉手当 △80 健保、厚生年金保険料 △299 学校共済組合負担金 △171
3. 職員手当等	△318	
4. 共済費	△470	
13. 使用料及び賃借料	△1,100	認定こども園運営事業費 【幼児育成課】 △1,100 自動車借上料 △1,100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	651	人件費 651 通勤手当 64
17. 備品購入費	400	時間外勤務手当 587 学校保健安全管理費 【学校教育課】 400 医療用備品 400
12. 委託料	△2,068	学校施設整備事業費 【教育総務課】 △4,242 投資委託料 △2,068
14. 工事請負費	△2,174	施工監理 整備工事費 △2,174 三江小学校

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	36	人件費 557 一般職給 36
3. 職員手当等	521	一般職員 36 通勤手当 96
17. 備品購入費	600	時間外勤務手当 425

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(中 学 校 管 理 費)							
計	298,577	1,157	299,734			600	557

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 幼 稚 園 費	233,738	△2,738	231,000				△2,738
計	233,738	△2,738	231,000				△2,738

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会教育総務費	172,822	△1,150	171,672				△1,150

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		学校保健安全管理費 【学校教育課】 600 医療用備品 600

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△48	人件費 △2,738 会計年度任用職員報酬 △48 パートタイム職員 △48
2. 給 料	△1,718	一般職給 △1,718 一般職員 △1,718
3. 職 員 手 当 等	△618	扶養手当 20 住居手当 △170 通勤手当 32 時間外勤務手当 △500 健保、厚生年金保険料 △53 学校共済組合負担金 △301
4. 共 済 費	△354	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 報 酬	795	人件費 △1,150 会計年度任用職員報酬 795 パートタイム職員 795
2. 給 料	△1,524	一般職給 △1,524 一般職員 △1,524
3. 職 員 手 当 等	△105	扶養手当 △60 通勤手当 △39 時間外勤務手当 308 管理職手当 △90 期末手当 △128 勤勉手当 △96 共済組合負担金 △372 健保、厚生年金保険料 56
4. 共 済 費	△316	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 文化財保護費	86,671	4	86,675				4
6. 図書館費	168,080	1,208	169,288			300	908
7. 市民会館等管理費	73,053	△229	72,824				△229
8. 市民会館等自主事業費	18,467	357	18,824				357
9. 博物館等管理費	134,022	225	134,247				225
14. 資料館費	11,554	612	12,166				612
計	710,301	1,027	711,328			300	727

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健体育総務費	86,102	1,765	87,867				1,765

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	98	人件費 4
4. 共 済 費	△94	時間外勤務手当 98 共済組合負担金 △20 健保、厚生年金保険料 △74
1. 報 酬	434	人件費 908 会計年度任用職員報酬 434 パートタイム職員 434
3. 職 員 手 当 等	364	通勤手当 46 期末手当 205 勤勉手当 113
4. 共 済 費	110	共済組合負担金 44 健保、厚生年金保険料 66
17. 備 品 購 入 費	300	図書整備事業費 【社会教育課】 300 図書備品 300
2. 給 料	△24	人件費 △229 一般職給 △24 一般職員 △24
3. 職 員 手 当 等	△109	通勤手当 △44 期末手当 80 勤勉手当 △145 共済組合負担金 △96
3. 職 員 手 当 等	357	人件費 357 時間外勤務手当 357
3. 職 員 手 当 等	225	人件費 225 通勤手当 65 時間外勤務手当 160
17. 備 品 購 入 費	612	史料館管理費 【出石地域振興課】 612 事業用備品 612

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	1,721	人件費 1,765 扶養手当 18 住居手当 56
4. 共 済 費	44	時間外勤務手当 1,740 勤勉手当 △93 共済組合負担金 44

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 学校給食共同調理 所 費	324, 057	△84	323, 973				△84
計	1, 036, 815	1, 681	1, 038, 496				1, 681

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 元 金	5, 514, 464	6, 045	5, 520, 509				6, 045
2. 利 子	188, 469	△40, 173	148, 296				△40, 173
計	5, 703, 133	△34, 128	5, 669, 005				△34, 128

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△84	人件費 △84 共済組合負担金 △84

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引	6,045	市債元金 【財政課】 6,045 市債元金 6,045
22. 償還金、利子及び割引	△40,173	市債利子 【財政課】 △40,173 市債利子 △40,173

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)			
補正後	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)		49,637	9,005	58,642
	議 員	22	98,532		42,492 (4.5月分)		141,024	32,120	173,144
	その他の 特 別 職	2,646	153,859				153,859	247	154,106
	計	2,672	252,391	34,680	57,449		344,520	41,372	385,892
補正前	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)		49,637	9,058	58,695
	議 員	23	100,692		43,424 (4.5月分)		144,116	32,120	176,236
	その他の 特 別 職	2,646	153,625				153,625	247	153,872
	計	2,673	254,317	34,680	58,381		347,378	41,425	388,803
比 較	長 等	0		0	0		0	△ 53	△ 53
	議 員	△ 1	△ 2,160		△ 932		△ 3,092	0	△ 3,092
	その他の 特 別 職	0	234				234	0	234
	計	△ 1	△ 1,926	0	△ 932		△ 2,858	△ 53	△ 2,911

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(923) 818	1,240,468	2,988,222	2,241,189	6,469,879	1,238,332	7,708,211	
補 正 前	(921) 829	1,249,868	3,026,797	2,245,052	6,521,717	1,249,241	7,770,958	
比 較	(2) △ 11	△ 9,400	△ 38,575	△ 3,863	△ 51,838	△ 10,909	△ 62,747	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	97,342	41,251	111,087	718	13,661
	補 正 前	97,074	40,852	112,628	1,104	13,661
	比 較	268	399	△ 1,541	△ 386	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	237,864	38,490	10,941	86,916	501
	補 正 前	220,376	38,490	10,941	86,916	501
	比 較	17,488	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	865,519	692,951	58,905		
	補 正 前	872,021	706,630	58,815		
	比 較	△ 6,502	△ 13,679	90		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	775		2,890,700	1,801,333	4,692,033	951,358	5,643,391	
補 正 前	776		2,902,697	1,783,938	4,686,635	954,313	5,640,948	
比 較	△ 1		△ 11,997	17,395	5,398	△ 2,955	2,443	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	97,342	41,251	63,560	718	13,661
	補 正 前	97,074	40,852	63,504	1,104	13,661
	比 較	268	399	56	△ 386	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	237,864	38,490	10,941	86,916	501
	補 正 前	220,376	38,490	10,941	86,916	501
	比 較	17,488	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	651,639	514,502	58,905		
	補 正 前	651,333	515,328	58,815		
	比 較	306	△ 826	90		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(923) 43	1,240,468	97,522	439,856	1,777,846	286,974	2,064,820	
補 正 前	(921) 53	1,249,868	124,100	461,114	1,835,082	294,928	2,130,010	
比 較	(2) △ 10	△ 9,400	△ 26,578	△ 21,258	△ 57,236	△ 7,954	△ 65,190	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			47,527		
	補 正 前			49,124		
	比 較			△ 1,597		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	213,880	178,449			
	補 正 前	220,688	191,302			
	比 較	△ 6,808	△ 12,853			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 38,575	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増 加 分			
		その他の増 減 分	△ 38,575	職員の変動によるもの △ 38,575 千円	
職員手当	△ 3,863	制度改正に伴う増減分			
		その他の増 減 分	△ 3,863	扶養手当 268 千円	
				住居手当 399 千円	
				通勤手当 △ 1,541 千円	
				単身赴任手当 △ 386 千円	
				特殊勤務手当 千円	
				時間外勤務手当 17,488 千円	
				休日勤務手当 千円	
				夜間勤務手当 千円	
				管理職手当 千円	
				管理職員特別勤務手当 千円	
				期末手当 △ 6,502 千円	
				勤勉手当 △ 13,679 千円	
				児童手当 90 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	28,032,518	25,583,225	3,146,000	127,800
(1) 総 務	3,937,318	3,528,493	347,200	31,900
(3) 衛 生	4,702,731	4,042,309	136,400	△ 8,400
(5) 商 工	1,185,920	982,876	41,400	20,900
(6) 土 木	7,181,205	7,022,780	1,084,600	71,600
(8) 教 育	6,659,721	6,036,183	933,100	11,800
3. そ の 他 債	14,682,396	13,251,689	170,700	
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	13,921,064	12,550,530	70,400	
合 計	42,953,190	39,069,891	3,356,500	127,800

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,273,800	4,055,742	5,700	4,061,442	24,673,483	122,100	24,795,583
379,100	574,427		574,427	3,301,266	31,900	3,333,166
128,000	681,458		681,458	3,497,251	△ 8,400	3,488,851
62,300	180,240		180,240	844,036	20,900	864,936
1,156,200	809,048	5,700	814,748	7,298,332	65,900	7,364,232
944,900	1,023,260		1,023,260	5,946,023	11,800	5,957,823
170,700	1,421,889	345	1,422,234	12,000,500	△ 345	12,000,155
70,400	1,247,756	345	1,248,101	11,373,174	△ 345	11,372,829
3,484,300	5,514,464	6,045	5,520,509	36,911,927	121,755	37,033,682

歳入補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,340,037	120,000	9,460,037
12	地 方 交 付 税	16,846,456	328,357	17,174,813
14	分 担 金 及 び 負 担 金	164,572	3,388	167,960
15	使 用 料 及 び 手 数 料	762,044	△ 2,140	759,904
16	国 庫 支 出 金	6,177,480	49,745	6,227,225
17	県 支 出 金	3,342,360	△ 12,020	3,330,340
18	財 産 収 入	311,072	201	311,273
19	寄 附 金	1,143,720	3,775	1,147,495
20	繰 入 金	2,788,235	△ 259,760	2,528,475
22	諸 収 入	1,615,393	62,972	1,678,365
23	市 債	2,471,800	127,800	2,599,600
歳 入 合 計		48,728,846	422,318	49,151,164

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	120,000		
特別交付税	328,357		
急傾斜地崩壊対策事業費分担金	3,388		
駐車場使用料	△ 2,140		
生活保護費負担金	75,000	障害者総合支援事業費	1,421
保育士等研修事業費	250	保育所等性被害防止対策設備等支援事業費	400
母子保健衛生費	3,115	防災・安全交付金	△ 17,910
学校施設環境改善交付金	△ 13,000	デジタル田園都市国家構想交付金	469
市町応援経費負担金	853	自動録音電話機等普及促進事業費	2,000
高齢期移行助成事業費	450	母子家庭等医療費助成事業費	340
こども医療費助成事業費	875	多面的機能支払交付金	△ 29,723
環境保全型農業直接支払推進交付金	1,468	機構集積協力金	8,227
中学校部活動指導員配置事業費	△ 994	兵庫県知事選挙事務委託金	4,500
全国家計構造調査事務委託金	9	農林業センサス事務委託金	434
大気汚染常時監視網管理委託金	△ 83	ひょうごがんばり学びタイム事業委託金	△ 376
建物貸付収入	201		
一般寄附金	775	児童福祉事業費寄附金	1,000
教育総務費寄附金	1,000	社会教育事業費寄附金	1,000
財政調整基金	△ 260,000	地域振興基金	240
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△ 2,000	指定管理者納付金	150
返納金	64,822		
庁舎整備事業債	31,900	総合健康ゾーン整備事業債	△ 9,900
清掃施設整備事業債	1,500	泉源施設整備事業債	20,900
急傾斜地崩壊対策事業債	21,400	土木管理事業債	19,700
公園整備事業債	30,500	公立小学校整備事業債	11,800

歳出補正予算総括表

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	256,262	△ 3,152	253,110
2	総 務 費	8,207,711	17,926	8,225,637
3	民 生 費	15,499,937	48,336	15,548,273
4	衛 生 費	5,054,623	47,719	5,102,342
6	農 林 水 産 業 費	1,548,447	△ 28,285	1,520,162
7	商 工 費	1,146,814	17,989	1,164,803
8	土 木 費	4,966,041	384,917	5,350,958
9	消 防 費	1,717,743	△ 3,025	1,714,718

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 3,092	議会運営活動費	△ 60
人件費	△ 3,010	一般管理費	△ 1,541
庁舎管理費	35,647	基金管理費	△ 1,200
バス交通対策事業費	3,230	D X推進事業費	934
防犯対策事業費	2,000	多文化共生推進事業費	514
ジェンダーギャップ解消推進事業費	1,124	ふるさと教育推進事業費	△ 700
地域おこし協力隊推進事業費	△ 22,480	賦課徴収事務費	3,404
全国家計構造調査費	4		
人件費	△ 44,863	福祉事務所費	2,842
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 13,578	身体障害者福祉事業費	220
高齢期移行助成事業費	900	母子家庭等医療費助成事業費	680
こども医療費助成事業費	1,830	竹野多目的屋内運動広場管理費	10
障害者（児）医療給付事業費	5,205	老人福祉総務費	189
介護保険事業特別会計繰出金	△ 732	後期高齢者医療事業費	△ 4,747
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 799	外出支援サービス助成事業費	△ 1,082
長寿園管理費	326	児童福祉総務費	5
放課後児童健全育成事業費	1,430	子ども子育て支援交付金等事業費	500
生活保護措置費	100,000		
人件費	△ 3,841	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 10,468
健康診査事業費	946	母子保健事業費	385
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	313	予防接種事業費	89,501
大気汚染対策事業費	△ 83	公立豊岡病院組合負担金	△ 88
地域医療対策事業費	△ 29	診療所管理費	2,409
診療所事業特別会計繰出金	△ 102	水道事業会計負担金	△ 3,327
塵芥処理事業費	△ 27,897		
人件費	△ 570	多面的機能支払事業費	△ 39,744
環境保全型農業直接支払事業費	1,890	地域計画推進事業費	8,227
ポンプ場管理費	1,912		
人件費	2,989	観光施設管理費	△ 400
城崎観光施設管理費	△ 1,600	泉源管理費	17,000
人件費	2,358	急傾斜地崩壊対策事業費	27,006
排水機樋門管理費	19,679	道路橋りょう総務費	200
雪害対策事業費	314,083	都市計画総務費	△ 803
中央公園整備事業費	32,200	日高駐車場管理費	2,492
出石駐車場管理費	△ 1,716	下水道事業会計負担金	△ 10,582
人件費	△ 2,985	非常備消防事業費	△ 853
能登半島地震支援事業費	813		

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
10	教 育 費	4,486,380	△ 25,979	4,460,401
12	公 債 費	5,703,133	△ 34,128	5,669,005
歳 出 合 計		48,728,846	422,318	49,151,164

主 な 内 容			
人件費	△ 15,457	学校教育事務局費	234
学校振興事業費	△ 7,726	こども支援センター運営事業費	400
認定こども園運営事業費	△ 1,100	学校保健安全管理費（小学校）	400
学校施設整備事業費（小学校）	△ 4,242	学校保健安全管理費（中学校）	600
図書整備事業費	300	史料館管理費	612
市債元金	6,045	市債利子	△ 40,173

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,518,461	△ 11,326	1,507,135
2	給 料	3,061,477	△ 38,575	3,022,902
3	職 員 手 当 等	2,318,390	△ 4,795	2,313,595
4	共 済 費	1,291,308	△ 10,962	1,280,346
7	報 償 費	199,564	△ 726	198,838
8	旅 費	68,186	△ 853	67,333
10	需 用 費	1,796,967	23,933	1,820,900
11	役 務 費	432,422	1,184	433,606
12	委 託 料	4,835,635	279,053	5,114,688
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	385,375	△ 3,080	382,295
14	工 事 請 負 費	2,880,012	99,985	2,979,997
17	備 品 購 入 費	264,600	4,122	268,722
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,982,150	△ 44,285	10,937,865
19	扶 助 費	7,851,083	100,829	7,951,912
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	5,817,644	44,225	5,861,869
24	積 立 金	1,467,691	△ 1,200	1,466,491
27	繰 出 金	2,872,066	△ 15,211	2,856,855
歳 出 合 計		48,728,846	422,318	49,151,164

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,629,779	△ 67,992	8,561,787
2	物 件 費	6,901,184	312,017	7,213,201
3	維 持 補 修 費	171,847	533	172,380
4	扶 助 費	7,851,083	100,829	7,951,912
5	補 助 費 等	10,169,717	7,646	10,177,363
6	普 通 建 設 事 業 費	4,323,276	119,824	4,443,100
(1)	補 助 事 業 費	1,807,333	24,316	1,831,649
(2)	単 独 事 業 費	2,515,943	95,508	2,611,451
9	公 債 費	5,702,933	△ 34,128	5,668,805
(1)	元 利 償 還 費	5,700,933	△ 34,128	5,666,805
(7)	元 金	5,514,464	6,045	5,520,509
(4)	利 子	186,469	△ 40,173	146,296
10	積 立 金	1,467,691	△ 1,200	1,466,491
13	繰 出 金	2,872,066	△ 15,211	2,856,855
歳 出 合 計		48,728,846	422,318	49,151,164

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	庁舎管理費（本庁舎）	43,507		39,200		4,307
	庁舎管理費（日高庁舎）	△ 7,860		△ 7,300		△ 560
小計		35,647	0	31,900	0	3,747
衛生費	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 10,468		△ 9,900		△ 568
	塵芥処理事業費	1,559		1,500		59
小計		△ 8,909	0	△ 8,400	0	△ 509
商工費	源泉管理費	17,000		20,900		△ 3,900
小計		17,000	0	20,900	0	△ 3,900
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	26,950		21,400	3,388	2,162
	排水機樋門管理費	19,679		19,700		△ 21
	雪害対策事業費	△ 460	△ 553			93
	中央公園整備事業費	32,200		30,500		1,700
	日高駐車場管理費	1,959				1,959
小計		80,328	△ 553	71,600	3,388	5,893
教育費	学校施設整備事業費（小学校）	△ 4,242	△ 13,000	11,800		△ 3,042
小計		△ 4,242	△ 13,000	11,800	0	△ 3,042
合計		119,824	△ 13,553	127,800	3,388	2,189

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	26,000
小計			26,000
学校教育施設等 整備事業債 (充当率 75%)	公立小学校整備事業	三江小学校改修事業	△ 19,600
小計			△ 19,600
合併特例事業債 (充当率 95%)	総合健康ゾーン整備事業	総合健康ゾーン改修事業	△ 9,900
	清掃施設整備事業	北但ごみ処理施設負担金	1,500
	公園整備事業	中央公園整備事業	30,500
小計			22,100
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率 90%)	庁舎整備事業	日高庁舎改修事業	△ 2,500
	公立小学校整備事業	三江小学校改修事業	31,400
小計			28,900
緊急自然災害 防止対策債 (充当率 100%)	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 4,600
	土木管理事業	鶴岡第3樋管改修事業	19,700
小計			15,100
脱炭素化 推進事業債 (充当率 90%)	庁舎整備事業	日高庁舎改修事業	△ 4,800
		本庁舎改修事業	39,200
小計			34,400
過疎対策事業債 (充当率 100%)	泉源施設整備事業	竹野泉源改修事業	20,900
小計			20,900
合計			127,800

第119号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,578千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,959,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		726,484	△13,578	712,906
	1. 他会計繰入金	676,484	△13,578	662,906
歳入合計		8,972,884	△13,578	8,959,306

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		182,074	△615	181,459
	1. 総 務 管 理 費	172,628	△615	172,013
8. 保 健 事 業 費		130,043	△148	129,895
	1. 保 健 事 業 費	25,156	△28	25,128
	2. 特定健康診査等事業費	104,887	△120	104,767
9. 基 金 積 立 金		44,320	△15,297	29,023
	1. 基 金 積 立 金	44,320	△15,297	29,023
11. 諸 支 出 金		62,998	2,482	65,480
	1. 償還金及び還付加算金	47,790	2,482	50,272
歳 出 合 計		8,972,884	△13,578	8,959,306

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和 7 年度	33,632
計		33,632

令和 6 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 2 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	726,484	△13,578	712,906
歳入合計	8,972,884	△13,578	8,959,306

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	182,074	△615	181,459
8. 保 健 事 業 費	130,043	△148	129,895
9. 基 金 積 立 金	44,320	△15,297	29,023
11. 諸 支 出 金	62,998	2,482	65,480
歳 出 合 計	8,972,884	△13,578	8,959,306

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△615	
		△28	△120
			△15,297
			2,482
0	0	△643	△12,935

2. 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	676,484	△13,578	662,906
計	676,484	△13,578	662,906

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4. 職員給与費等繰入金	△643	職員給与費等繰入金 △643
6. 財政安定化支援事業繰入金	△12,935	財政安定化支援事業繰入金 △12,935

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	172,628	△615	172,013			△615	
計	172,628	△615	172,013			△615	

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生普及費	25,156	△28	25,128			△28	
計	25,156	△28	25,128			△28	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	104,887	△120	104,767				△120
計	104,887	△120	104,767				△120

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△286	人件費 △630 一般職給 △286
3. 職 員 手 当 等	△160	一般職員 △286 扶養手当 21
4. 共 済 費	△139	通勤手当 △48 期末手当 △17
12. 委 託 料	15	勤勉手当 △116 共済組合負担金 △139
18. 負担金、補助及び交 付 金	△45	負担金 △45 退職手当組合 △45 一般管理費 【国保・年金課】 15 業務委託料 15 第三者行為損害賠償求償業務

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△28	人件費 △28 勤勉手当 △28

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△97	人件費 △120 期末手当 △53
4. 共 済 費	△23	勤勉手当 △44 共済組合負担金 △23

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 財政調整基金積立金	44,320	△15,297	29,023				△15,297
計	44,320	△15,297	29,023				△15,297

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 償 還 金	36,160	2,482	38,642				2,482
計	47,790	2,482	50,272				2,482

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24. 積 立 金	△15,297	基金積立金 【国保・年金課】 △15,297 国民健康保険財政調整基金積立金 △15,297

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割 引 料	2,482	返納金 【国保・年金課】 2,482 償還金 2,482 保険給付費等交付金償還金 2,482

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 17	18,050	64,390	39,565	122,005	24,914	146,919	
補 正 前	(12) 17	18,050	64,676	39,850	122,576	25,076	147,652	
比 較	(0) 0	0	△ 286	△ 285	△ 571	△ 162	△ 733	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,095		2,181		19
	補 正 前	1,074		2,229		19
	比 較	21		△ 48		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,393			574	
	補 正 前	3,393			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	17,715	14,388	200		
	補 正 前	17,785	14,576	200		
	比 較	△ 70	△ 188	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 17		64,390	32,329	96,719	20,582	117,301	
補 正 前	() 17		64,676	32,489	97,165	20,744	117,909	
比 較	() 0		△ 286	△ 160	△ 446	△ 162	△ 608	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,095		1,519		19
	補 正 前	1,074		1,567		19
	比 較	21		△ 48		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	3,393			574	
	補 正 前	3,393			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14,121	11,408	200		
	補 正 前	14,138	11,524	200		
	比 較	△ 17	△ 116	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12)	18,050		7,236	25,286	4,332	29,618	
補 正 前	(12)	18,050		7,361	25,411	4,332	29,743	
比 較	(0)	0		△ 125	△ 125	0	△ 125	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			662		
	補 正 前			662		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,594	2,980			
	補 正 前	3,647	3,052			
	比 較	△ 53	△ 72			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 286	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増 加 分			
		その他の増 減 分	△ 286	職員の変動によるもの △ 286 千円	
職員手当	△ 285	制度改正に伴う増減分			
		その他の増 減 分	△ 285	扶養手当 21 千円	
				住居手当 千円	
				通勤手当 △ 48 千円	
				単身赴任手当 千円	
				特殊勤務手当 千円	
				時間外勤務手当 千円	
				休日勤務手当 千円	
				夜間勤務手当 千円	
				管理職手当 千円	
				管理職員特別勤務手当 千円	
				期末手当 △ 70 千円	
				勤勉手当 △ 188 千円	
				児童手当 千円	

第120号議案

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ799千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,506,213千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		381,165	△799	380,366
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	381,165	△799	380,366
歳 入 合 計		1,507,012	△799	1,506,213

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		35,889	△799	35,090
	1. 総 務 管 理 費	32,999	△799	32,200
歳 出 合 計		1,507,012	△799	1,506,213

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	381,165	△799	380,366
歳入合計	1,507,012	△799	1,506,213

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	35,889	△799	35,090
歳 出 合 計	1,507,012	△799	1,506,213

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△799	
0	0	△799	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	16,323	△799	15,524
計	381,165	△799	380,366

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 職員給与費等繰入金	△799	職員給与費等繰入金 △799

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	32,999	△799	32,200			△799	
計	32,999	△799	32,200			△799	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	△407	人件費 △799 一般職給 △407
3. 職 員 手 当 等	△213	一般職員 △407 住居手当 △168
4. 共 済 費	△116	通勤手当 120 期末手当 △90
18. 負担金、補助及び交 付 金	△63	勤勉手当 △75 共済組合負担金 △116 負担金 △63 退職手当組合 △63

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 2	2,117	6,075	3,887	12,079	2,487	14,566	
補正前	(1) 2	2,117	6,482	4,100	12,699	2,603	15,302	
比 較	(0) 0	0	△ 407	△ 213	△ 620	△ 116	△ 736	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		168	296		8
	補正前		336	176		8
	比 較		△ 168	120		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	603				
	補正前	603				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,531	1,281			
	補正前	1,621	1,356			
	比 較	△ 90	△ 75			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 2		6,075	2,967	9,042	1,940	10,982	
補正前	() 2		6,482	3,180	9,662	2,057	11,719	
比 較	() 0		△ 407	△ 213	△ 620	△ 117	△ 737	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		168	171		8
	補正前		336	51		8
	比 較		△ 168	120		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	603				
	補正前	603				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,098	919			
	補正前	1,188	994			
	比 較	△ 90	△ 75			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1)	2,117		920	3,037	547	3,584	
補 正 前	(1)	2,117		920	3,037	546	3,583	
比 較	(0)	0		0	0	1	1	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	433	362			
	補 正 前	433	362			
	比 較	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 407	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 407	職員の変動によるもの △ 407 千円	
職員手当	△ 213	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 213	扶養手当 千円	
				住居手当 △ 168 千円	
				通勤手当 120 千円	
				単身赴任手当 千円	
				特殊勤務手当 千円	
				時間外勤務手当 千円	
				休日勤務手当 千円	
				夜間勤務手当 千円	
				管理職手当 千円	
				管理職員特別勤務手当 千円	
				期末手当 △ 90 千円	
				勤勉手当 △ 75 千円	
				児童手当 千円	

第121号議案

令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,435,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		2,443,348	186	2,443,534
	2. 国 庫 補 助 金	831,683	186	831,869
5. 県 支 出 金		1,383,247	458	1,383,705
	2. 県 補 助 金	90,490	458	90,948
7. 繰 入 金		1,743,179	△732	1,742,447
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,658,841	△732	1,658,109
歳 入 合 計		10,435,947	△88	10,435,859

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		350,391	△1,043	349,348
	1. 総 務 管 理 費	299,176	△1,043	298,133
3. 地 域 支 援 事 業 費		643,271	955	644,226
	3. 包括的支援事業・任意事業費	232,098	955	233,053
歳 出 合 計		10,435,947	△88	10,435,859

令和 6 年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	2,443,348	186	2,443,534
5. 県支出金	1,383,247	458	1,383,705
7. 繰入金	1,743,179	△732	1,742,447
歳入合計	10,435,947	△88	10,435,859

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	350,391	△1,043	349,348
3. 地 域 支 援 事 業 費	643,271	955	644,226
歳 出 合 計	10,435,947	△88	10,435,859

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△1,043	
644		311	
644	0	△732	0

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	79,133	186	79,319
計	831,683	186	831,869

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	39,566	93	39,659
4. 市町・団体支援事業費補助金	0	365	365
計	90,490	458	90,948

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	52,282	311	52,593
5. その他一般会計繰入金	352,312	△1,043	351,269
計	1,658,841	△732	1,658,109

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	186	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業） 186

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	93	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業） 93
1. 介護人材確保に向けた市町・団体支援事業費補助金	365	介護人材確保に向けた市町・団体支援事業費補助金 365

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	311	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業） 311
1. 職員給与費等繰入金	△2,143	職員給与費等繰入金 △2,143
2. 事務費繰入金	1,100	事務費繰入金 1,100

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	298,269	△1,043	297,226			△1,043	
計	299,176	△1,043	298,133			△1,043	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	33,978	820	34,798	644		176	
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,158	77	3,235			77	
6. 生活支援体制整備事業費	28,774	77	28,851			77	
7. 認知症総合支援事業	9,279	52	9,331			52	
9. 地域ケア会議推進事業費	189	60	249			60	
10. 地域包括支援センター運営事業費	156,720	△131	156,589			△131	
計	232,098	955	233,053	644		311	

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1. 報 酬	△2,558	人件費 △2,143 会計年度任用職員報酬 △2,558 パートタイム職員 △2,558
3. 職 員 手 当 等	951	扶養手当 52 住居手当 28
4. 共 済 費	△536	通勤手当 △197
11. 役 務 費	1,100	時間外勤務手当 1,712 期末手当 △309 勤勉手当 △335 共済組合負担金 △222 健保、厚生年金保険料 △314 一般管理費 【高年介護課】 1,100 通信運搬費 1,100

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△29	人件費 △29 通勤手当 △29
19. 扶 助 費	849	家族介護用品支給事業費 【高年介護課】 849 家族介護用品給付費 849
3. 職 員 手 当 等	77	人件費 77 時間外勤務手当 77
3. 職 員 手 当 等	77	人件費 77 期末手当 53 勤勉手当 24
3. 職 員 手 当 等	87	人件費 52 時間外勤務手当 87
4. 共 済 費	△35	共済組合負担金 △35
3. 職 員 手 当 等	60	人件費 60 時間外勤務手当 60
3. 職 員 手 当 等	△79	人件費 △131 勤勉手当 △79
4. 共 済 費	△52	共済組合負担金 △52

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(76) 24	81,611	86,600	80,642	248,853	47,354	296,207	
補正前	(77) 24	84,169	86,600	79,498	250,267	47,977	298,244	
比 較	(△1) 0	△ 2,558	0	1,144	△ 1,414	△ 623	△ 2,037	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,026	700	4,031		
	補正前	1,974	672	4,257		
	比 較	52	28	△ 226		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	9,149			1,329	
	補正前	7,213			1,329	
	比 較	1,936				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	33,821	27,696	1,890		
	補正前	34,077	28,086	1,890		
	比 較	△ 256	△ 390			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 24		86,600	51,226	137,826	28,665	166,491	
補正前	() 24		86,600	49,324	135,924	28,764	164,688	
比 較	() 0		0	1,902	1,902	△ 99	1,803	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,026	700	1,784		
	補正前	1,974	672	1,834		
	比 較	52	28	△ 50		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	9,149			1,329	
	補正前	7,213			1,329	
	比 較	1,936			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	19,029	15,319	1,890		
	補正前	18,968	15,444	1,890		
	比 較	61	△ 125	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(76)	81,611		29,416	111,027	18,689	129,716	
補 正 前	(77)	84,169		30,174	114,343	19,213	133,556	
比 較	(△1)	△ 2,558		△ 758	△ 3,316	△ 524	△ 3,840	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,247		
	補 正 前			2,423		
	比 較			△ 176		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14,792	12,377			
	補 正 前	15,109	12,642			
	比 較	△ 317	△ 265			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増 加 分			
		その他の増 減 分		職員の変動によるもの 千円	
職員手当	1,144	制度改正に伴う増減分			
		その他の増 減 分	1,144	扶養手当 52 千円	
				住居手当 28 千円	
				通勤手当 △ 226 千円	
				単身赴任手当 千円	
				特殊勤務手当 千円	
				時間外勤務手当 1,936 千円	
				休日勤務手当 千円	
				夜間勤務手当 千円	
				管理職手当 千円	
				管理職員特別勤務手当 千円	
				期末手当 △ 256 千円	
				勤勉手当 △ 390 千円	
				児童手当 千円	

第122号議案

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 収 入		84,499	89	84,588
	1. 診 療 収 入	49,905	4	49,909
	7. 繰 入 金	32,187	85	32,272
3. 神 鍋 診 療 所 収 入		69,951	△50	69,901
	7. 繰 入 金	21,106	△50	21,056
4. 高 橋 診 療 所 収 入		72,656	△137	72,519
	7. 繰 入 金	32,198	△137	32,061
5. 但 東 歯 科 診 療 所 収 入		18,111	1,800	19,911
	1. 診 療 収 入	13,709	1,800	15,509
歳 入 合 計		309,181	1,702	310,883

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 費		84,399	89	84,488
	1. 総 務 費	49,664	85	49,749
	4. 公 債 費	1,598	4	1,602
3. 神 鍋 診 療 所 費		69,851	△50	69,801
	1. 総 務 費	43,909	△50	43,859
4. 高 橋 診 療 所 費		72,556	△137	72,419
	1. 総 務 費	40,830	△137	40,693
5. 但 東 歯 科 診 療 所 費		18,011	1,800	19,811
	1. 総 務 費	10,818	1,400	12,218
	2. 医 業 費	7,193	400	7,593
歳 出 合 計		309,181	1,702	310,883

令和 6 年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	84,499	89	84,588
3. 神鍋診療所収入	69,951	△50	69,901
4. 高橋診療所収入	72,656	△137	72,519
5. 但東歯科診療所収入	18,111	1,800	19,911
歳入合計	309,181	1,702	310,883

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 費	84,399	89	84,488
3. 神 鍋 診 療 所 費	69,851	△50	69,801
4. 高 橋 診 療 所 費	72,556	△137	72,419
5. 但 東 歯 科 診 療 所 費	18,011	1,800	19,811
歳 出 合 計	309,181	1,702	310,883

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			89
			△50
			△137
			1,800
0	0	0	1,702

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 外 来 収 入	49,905	4	49,909
計	49,905	4	49,909

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	32,187	85	32,272
計	32,187	85	32,272

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	21,106	△50	21,056
計	21,106	△50	21,056

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	32,198	△137	32,061
計	32,198	△137	32,061

(款) 5. 但東歯科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 外 来 収 入	13,709	1,800	15,509

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5. その他診療報酬収入	4	現年度分 4

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	85	一般会計繰入金 85

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	△50	一般会計繰入金 △50

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	△137	一般会計繰入金 △137

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	800	現年度分 800
2. 社会保険診療報酬収入	800	現年度分 800

(款) 5. 但東齒科診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(外 来 収 入)			
計	13,709	1,800	15,509

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3. 後期高齢者診療報酬 収 入	200	現年度分 200

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	49,664	85	49,749				85
計	49,664	85	49,749				85

(款) 2. 森本診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	19	4	23				4
計	1,598	4	1,602				4

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,909	△50	43,859				△50
計	43,909	△50	43,859				△50

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	40,830	△137	40,693				△137

診療所事業特別会計

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	27	人件費 85
3. 職 員 手 当 等	102	一般職給 27
		一般職員 27
4. 共 済 費	△48	扶養手当 75
		期末手当 23
18. 負担金、補助及び交付金	4	勤勉手当 4
		共済組合負担金 △48
		負担金 4
		退職手当組合 4

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
22. 償還金、利子及び割引料	4	市債利子 【健康増進課】 4
		市債利子 4

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
4. 共 済 費	△50	人件費 △50
		共済組合負担金 △50

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
2. 給 料	△73	人件費 △137

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(施 設 管 理 費)							
計	40,830	△137	40,693				△137

(款) 5. 但東歯科診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	10,818	1,400	12,218				1,400
計	10,818	1,400	12,218				1,400

(款) 5. 但東歯科診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	7,193	400	7,593				400
計	7,193	400	7,593				400

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3. 職 員 手 当 等	△28	一般職給 △73 一般職員 25
4. 共 済 費	△36	会計年度任用職員 △98 期末手当 △15 勤勉手当 △13 共済組合負担金 △36

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	1,400	一般管理費 【健康増進課】 1,400 業務委託料 1,400 診察業務

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
12. 委 託 料	400	医業費 【健康増進課】 400 業務委託料 400 歯科技工業務

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 12	9,128	46,009	48,975	104,112	14,559	118,671	
補 正 前	(12) 12	9,128	46,055	48,901	104,084	14,693	118,777	
比 較	(0) 0	0	△ 46	74	28	△ 134	△ 106	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	333		1,107		25,796
	補 正 前	258		1,107		25,796
	比 較	75		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	378			2,265	
	補 正 前	378			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	10,429	8,667			
	補 正 前	10,421	8,676			
	比 較	8	△ 9			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(6) 6		31,365	42,118	73,483	10,369	83,852	
補 正 前	(6) 6		31,313	42,007	73,320	10,503	83,823	
比 較	(0) 0		52	111	163	△ 134	29	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	333		576		25,796
	補 正 前	258		576		25,796
	比 較	75		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	378			2,265	
	補 正 前	378			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	6,985	5,785			
	補 正 前	6,957	5,777			
	比 較	28	8			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12) 6	9,128	14,644	6,857	30,629	4,190	34,819	
補 正 前	(12) 6	9,128	14,742	6,894	30,764	4,190	34,954	
比 較	(0) 0	0	△ 98	△ 37	△ 135	0	△ 135	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			531		
	補 正 前			531		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3,444	2,882			
	補 正 前	3,464	2,899			
	比 較	△ 20	△ 17			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 46	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増 加 分			
		その他の増 減 分	△ 46	職員の変動によるもの △ 46 千円	
職員手当	74	制度改正に伴う増減分			
		その他の増 減 分	74	扶養手当	75 千円
				住居手当	千円
				通勤手当	千円
				単身赴任手当	千円
				特殊勤務手当	千円
				時間外勤務手当	千円
				休日勤務手当	千円
				夜間勤務手当	千円
				管理職手当	千円
				管理職員特別勤務手当	千円
				期末手当	8 千円
				勤勉手当	△ 9 千円
				児童手当	千円

令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,413,208 千円	2,175 千円	1,415,383 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	2,524,879 千円	△ 1,972 千円	2,522,907 千円
第2項 営業外収益	549,438 千円	△ 1,972 千円	547,466 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,259,185 千円	△ 24,910 千円	2,234,275 千円
第1項 営業費用	2,061,675 千円	△ 18,666 千円	2,043,009 千円
第2項 営業外費用	182,951 千円	△ 6,244 千円	176,707 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,652,757 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,193 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,015,283 千円、建設改良積立金 12,500 千円及び資産維持積立金 506,137 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,905,332 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,193 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 992,937 千円、建設改良積立金 12,500千円及び資産維持積立金 781,058 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	759, 901 千円	△ 250, 400 千円	509, 501 千円
第 1 項 企業債	588, 800 千円	△ 250, 400 千円	338, 400 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	2, 412, 658 千円	2, 175 千円	2, 414, 833 千円
第 1 項 建設改良費	1, 414, 980 千円	2, 175 千円	1, 417, 155 千円

(企業債の補正)

第 5 条 予算第 5 条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建 設 改 良 費	588, 800千円	338, 400千円
計	588, 800千円	338, 400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 6 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	160, 521 千円	4, 217 千円	164, 738 千円

(他会計からの補助金の補正)

第 7 条 予算第 9 条中「249, 751千円」を「246, 424千円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第 8 条 予算第 11 条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
老 朽 管 更 新 事 業	令和 7 年度	123, 000千円

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和 6 年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第 2 号) に関する説明書

令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,524,879	△ 1,972	2,522,907			
2 営業外収益	549,438	△ 1,972	547,466			
10 他会計補助金	249,751	△ 3,327	246,424			
				005 一般会計補助金	△ 3,327	
17 長期前受金戻入	256,654	542	257,196			
				005 受贈財産評価額 長期前受金戻入	90	
				015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	1,414	
				020 工事負担金長期 前受金戻入	△ 655	
				090 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	△ 307	
20 雑収益	19,772	813	20,585			
				010 その他雑収益	813	能登半島地震に係る 応援経費負担金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,259,185	△ 24,910	2,234,275			
1 営業費用	2,061,675	△ 18,666	2,043,009			
05 原水及び浄水費	353,377	65	353,442			
				002 給料	△ 98	一般職員
				003 手当	75	扶養手当 78 通勤手当 17 勤勉手当 △ 20
				004 法定福利費	88	共済組合負担金
10 配水及び給水費	229,327	33	229,360			
				004 法定福利費	33	共済組合負担金
20 総係費	205,635	3,040	208,675			
				002 給料	132	一般職員 164 会計年度任用職 員 △ 32

款 項 目			既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
						節	金 額	付 記
						003 手当	1,987	扶養手当 20 住居手当 △ 168 通勤手当 173 通勤手当 △ 29 (会計年度任用職員) 時間外勤務 1,900 手当 期末手当 50 勤勉手当 41
						004 法定福利費	△ 175	共済組合負担金 △ 139 共済組合負担金 △ 12 (会計年度任用職員) 社会(健保・厚 △ 24 年)保険料
						005 厚生福利費	26	兵庫県退職手当 25 組合負担金 職員互助会負担 1 金
						035 通信運搬費	1,070	郵便料
	25 減価償却費	1,165,779	△ 21,804	1,143,975				
						105 有形固定資産 減価償却費	△ 21,804	建物 △ 187 構築物 4,565 機械及び装置 △ 26,137 工具器具及び備 △ 45 品
	2 営業外費用	182,951	△ 6,244	176,707				
	05 支払利息	139,750	△ 5,904	133,846				
					135 企業債利息	△ 5,904		
	15 消費税及び 地方消費税	24,947	△ 340	24,607				
					155 消費税及び地方 消費税	△ 340		

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	759, 901	△ 250, 400	509, 501			
1 企業債	588, 800	△ 250, 400	338, 400			
05 企業債	588, 800	△ 250, 400	338, 400			
				005 企業債	△ 250, 400	水道事業債

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	2, 412, 658	2, 175	2, 414, 833			
1 建設改良費	1, 414, 980	2, 175	1, 417, 155			
05 配水施設費	1, 413, 208	2, 175	1, 415, 383			
				003 手当	2, 157	扶養手当 △ 46 時間外勤務 2, 082 手当 期末手当 53 勤勉手当 68
				004 法定福利費	18	共済組合負担金

令和6年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	169,163
減価償却費	1,143,975
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	869
長期前受金戻入額	△ 257,196
受取利息及び受取配当金	△ 200
支払利息	133,846
固定資産除却損	106,157
未収金の増減額 (△は増加)	9,435
未払金の増減額 (△は減少)	△ 30,506
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 5,038
前払金の増減額 (△は増加)	18,224
その他資産の増減額 (△は増加)	△ 34
小計	1,288,695
利息及び配当金の受取額	200
利息の支払額	△ 133,846
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,155,049

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,380,991
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	49,137
負担金による収入	28,343
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,303,509

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	440,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 997,678
他会計からの出資による収入	93,620
リース債務の支払額	6,443
豊岡市奨学基金への支出	△ 1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 458,515

資金増加額	△ 606,975
資金期首残高	2,571,113
資金期末残高	1,964,138

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 18	89	58,725	35,964	94,778	19,577	114,355
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,710	17,472	42,182	8,201	50,383
	合 計	10	() 24	89	83,435	53,436	136,960	27,778	164,738
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 18	89	58,691	33,902	92,682	19,631	112,313
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,710	15,315	40,025	8,183	48,208
	合 計	10	() 24	89	83,401	49,217	132,707	27,814	160,521
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	34	2,062	2,096	△ 54	2,042
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	2,157	2,157	18	2,175
	合 計	0	() 0	0	34	4,219	4,253	△ 36	4,217

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,872	773	1,830			9,189
	補正前	2,820	941	1,669			5,207
	比 較	52	△ 168	161			3,982
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,960	18,950	15,187	1,675	
	補正前		2,960	18,847	15,098	1,675	
	比 較		0	103	89	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 15	89	53,325	33,695	87,109	18,215	105,324
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,710	17,472	42,182	8,201	50,383
	合 計	10	() 21	89	78,035	51,167	129,291	26,416	155,707
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 15	89	53,259	31,604	84,952	18,233	103,185
	資本勘定 支弁職員		() 6		24,710	15,315	40,025	8,183	48,208
	合 計	10	() 21	89	77,969	46,919	124,977	26,416	151,393
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	66	2,091	2,157	△ 18	2,139
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	2,157	2,157	18	2,175
	合 計	0	() 0	0	66	4,248	4,314	0	4,314

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,872	773	1,599			9,189
	補 正 前	2,820	941	1,409			5,207
	比 較	52	△ 168	190			3,982
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		2,960	17,840	14,259	1,675	
	補 正 前		2,960	17,737	14,170	1,675	
	比 較		0	103	89	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員		3		5,400	2,269	7,669	1,362	9,031
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		5,400	2,269	7,669	1,362	9,031
補 正 前	損益勘定 支弁職員		3		5,432	2,298	7,730	1,398	9,128
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		5,432	2,298	7,730	1,398	9,128
比 較	損益勘定 支弁職員		0		△ 32	△ 29	△ 61	△ 36	△ 97
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		0		△ 32	△ 29	△ 61	△ 36	△ 97

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			231			
	補 正 前			260			
	比 較			△ 29			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後			1,110	928		
	補 正 前			1,110	928		
	比 較			0	0		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	34	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	34	職員の変動によるもの 34 千円	職員数の異動状況 補正後 24 人 補正前 24 人 増 減 0 人
職員手当	4, 219	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4, 219	扶養手当 52 千円 住居手当 △ 168 千円 通勤手当 161 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 3,982 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 103 千円 勤勉手当 89 千円 児童手当 0 千円	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
老朽管更新事業	123,000			令和7年度	123,000			123,000	

令和6年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和7年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,004,790		
減価償却累計額	<u>△ 1,077,870</u>	926,920	
ハ 構 築 物	35,602,277		
減価償却累計額	<u>△ 18,156,409</u>	17,445,868	
ニ 機械及び装置	10,044,492		
減価償却累計額	<u>△ 6,937,637</u>	3,106,855	
ホ 車両及び運搬具	19,023		
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951	
ヘ 工具器具及び備品	96,119		
減価償却累計額	<u>△ 84,793</u>	11,326	
ト リース資産	6,783		
減価償却累計額	<u>0</u>	6,783	
チ 建設仮勘定		<u>440,039</u>	
有形固定資産合計			22,634,944

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268	
ロ その他無形固定資産		<u>167,889</u>	
無形固定資産合計			<u>170,157</u>

固定資産合計 22,805,101

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,964,138	
(2) 未収金	410,590		
貸倒引当金	<u>△ 10,949</u>	399,641	
(3) 貯蔵品		28,463	
(4) 前払金		958	
(5) その他流動資産		<u>95</u>	
流動資産合計			<u>2,393,295</u>

資産合計 25,198,396

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

8,053,065

企業債合計

8,053,065

(2) リース債務

5,086

固定負債合計

8,058,151

4 流 動 負 債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

988,151

企業債合計

988,151

(2) リース債務

1,356

(3) 未払金

259,233

(4) 引当金

イ 賞与引当金

11,625

ロ 法定福利費引当金

2,294

引当金合計

13,919

(5) その他流動負債

2,837

流動負債合計

1,265,496

5 繰 延 収 益

長期前受金

11,727,259

収益化累計額

△ 7,206,496

繰延収益合計

4,520,763

負債合計

13,844,410

資 本 の 部

6 資 本 金

8,042,281

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

18,564

ロ 国庫（県）補助金

52,302

ハ 一般会計補助金

2,816

ニ 工事負担金

75,532

ホ その他資本剰余金

161,627

資本剰余金合計

310,841

(2) 利益剰余金

イ 建設改良積立金

0

ロ 資産維持積立金

339,743

ハ 当年度末処分利益剰余金

2,661,121

利益剰余金合計

3,000,864

剰余金合計

3,311,705

資本合計

11,353,986

負債資本合計

25,198,396

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,302,463 千円である。

令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
処理場施設事業費	1,246,908 千円	68 千円	1,246,976 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,296,834 千円	△ 105,162 千円	5,191,672 千円
第1項 営業収益	1,791,259 千円	△ 8,202 千円	1,783,057 千円
第2項 営業外収益	3,505,573 千円	△ 96,960 千円	3,408,613 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,915,209 千円	△ 183,872 千円	4,731,337 千円
第1項 営業費用	4,469,226 千円	△ 160,092 千円	4,309,134 千円
第2項 営業外費用	437,892 千円	△ 23,780 千円	414,112 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,601,905千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,501千円、当年度分損益勘定留保資金1,845,957千円、減債積立金665,447千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,595,888千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,417千円、当年度分損益勘定留保資金1,777,951千円、減債積立金 727,520千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	3, 330, 852 千円	11, 551 千円	3, 342, 403 千円
第 2 項 補助金	1, 161, 310 千円	1, 075 千円	1, 162, 385 千円
第 4 項 固定資産売却代金	1 千円	10, 476 千円	10, 477 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	5, 932, 757 千円	5, 534 千円	5, 938, 291 千円
第 1 項 建設改良費	2, 202, 680 千円	68 千円	2, 202, 748 千円
第 2 項 企業債償還金	3, 730, 077 千円	227 千円	3, 730, 304 千円
第 3 項 返還金	0 千円	5, 239 千円	5, 239 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 5 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	127, 009 千円	414 千円	127, 423 千円

(他会計からの補助金の補正)

第 6 条 予算第 9 条中「2, 065, 072千円」を「2, 062, 692千円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第 7 条 予算第10条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理業務	令和 7 年度	469, 400千円
汚泥処理 運搬業務	令和 7 年度	53, 500千円

令和 6 年11月29日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和6年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,296,834	△ 105,162	5,191,672			
1 営業収益	1,791,259	△ 8,202	1,783,057			
10 他会計負担金	148,690	△ 8,202	140,488			
				005 雨水処理負担金	△ 8,202	
2 営業外収益	3,505,573	△ 96,960	3,408,613			
15 他会計補助金	2,025,072	△ 3,455	2,021,617			
				005 一般会計補助金	△ 3,455	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,430,011	△ 92,432	1,337,579			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 91,549	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 822	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	△ 288	
				035 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	227	
30 消費税及び地方消費税還付金	36,170	△ 1,073	35,097			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 1,073	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,915,209	△ 183,872	4,731,337			
1 営業費用	4,469,226	△ 160,092	4,309,134			
05 管渠費	186,278	211	186,489			
				015 手当等	222	扶養手当 39 住居手当 168 期末手当 15
				020 法定福利費	△ 11	共済組合負担金
10 ポンプ場費	28,566	22	28,588			
				020 法定福利費	22	共済組合負担金
15 処理場費	840,845	△ 18	840,827			
				020 法定福利費	△ 18	共済組合負担金
25 総係費	137,569	131	137,700			
				010 給料	17	一般職員 7人(会計年度任用職員2人含む)
				015 手当等	113	通勤手当 △ 57 期末手当 92 勤勉手当 78
				020 法定福利費	1	地公災

	30 減価償却費	3,271,926	△ 160,438	3,111,488			
					175 有形固定資産 減価償却費	△ 160,321	建物 △ 1,175 構築物 6,818 機械及び装置 △ 165,515 工具器具及び備品 △ 449
					180 無形固定資産 減価償却費	△ 117	施設利用権
2	営業外費用	437,892	△ 23,780	414,112			
	05 支払利息	437,890	△ 23,780	414,110			
					205 企業債利息	△ 23,780	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	3,330,852	11,551	3,342,403			
2 補助金	1,161,310	1,075	1,162,385			
10 他会計補助金	40,000	1,075	41,075			
				005 一般会計補助金	1,075	一般会計繰入金
4 固定資産売却代金	1	10,476	10,477			
05 固定資産売却代金	1	10,476	10,477			
				005 固定資産売却代金	10,476	桃島雨水ポンプ場用地処分

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	5,932,757	5,534	5,938,291			
1 建設改良費	2,202,680	68	2,202,748			
05 管渠施設事業費	955,772	0	955,772			
				015 手当等	0	扶養手当 △ 51 期末手当 24 勤勉手当 27
15 処理場施設事業費	1,246,908	68	1,246,976			
				015 手当等	68	扶養手当 △ 78 通勤手当 146
2 企業債償還金	3,730,077	227	3,730,304			
05 企業債償還金	3,730,077	227	3,730,304			
				275 企業債償還金	227	
3 返還金	0	5,239	5,239			
05 返還金	0	5,239	5,239			
				295 返還金	5,239	国庫補助金返還金

令和6年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	369,918
減価償却費	3,111,488
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	73
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,078
長期前受金戻入額	△ 1,337,579
受取利息及び受取配当金	△ 18
支払利息	414,110
固定資産除却損	4,041
未収金の増減額 (△は増加)	5,839
未払金の増減額 (△は減少)	△ 59,057
小計	2,505,737
利息及び配当金の受取額	18
利息の支払額	△ 414,110
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,091,645

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,491,220
有形固定資産の売却による収入	10,478
国庫補助金等による収入	1,905,004
国庫補助金等の返還による支出	△ 5,239
他会計補助金による収入	41,075
負担金等による収入	641
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,539,261

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,858,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,730,304
リース債務の返済による支出	△ 293
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 872,397

資金増加額	△ 320,013
資金期首残高	3,245,232
資金期末残高	2,925,219

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	43,876	23,539	67,511	14,154	81,665
	資本勘定 支弁職員		() 7		23,640	14,595	38,235	7,523	45,758
	合 計	10	() 20	96	67,516	38,134	105,746	21,677	127,423
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	43,859	23,204	67,159	14,160	81,319
	資本勘定 支弁職員		() 7		23,640	14,527	38,167	7,523	45,690
	合 計	10	() 20	96	67,499	37,731	105,326	21,683	127,009
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	17	335	352	△ 6	346
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	68	68	0	68
	合 計	0	() 0	0	17	403	420	△ 6	414

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,178	1,506	1,553		4	2,887
	補正前	2,268	1,338	1,464		4	2,887
	比 較	△ 90	168	89		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	14,774	11,983	1,920	
	補正前		1,329	14,643	11,878	1,920	
	比 較		0	131	105	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 11	96	40,223	22,104	62,423	13,218	75,641
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,657	13,611	35,268	6,980	42,248
	合 計	10	() 17	96	61,880	35,715	97,691	20,198	117,889
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 11	96	40,223	21,718	62,037	13,224	75,261
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,657	13,543	35,200	6,980	42,180
	合 計	10	() 17	96	61,880	35,261	97,237	20,204	117,441
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	386	386	△ 6	380
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	68	68	0	68
	合 計	0	() 0	0	0	454	454	△ 6	448

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,178	1,506	1,250		4	2,887
	補 正 前	2,268	1,338	1,104		4	2,887
	比 較	△ 90	168	146		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		1,329	13,622	11,019	1,920	
	補 正 前		1,329	13,494	10,917	1,920	
	比 較		0	128	102	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定 支弁職員		2		3,653	1,435	5,088	936	6,024
	資本勘定 支弁職員		1		1,983	984	2,967	543	3,510
	合 計		3		5,636	2,419	8,055	1,479	9,534
補 正 前	損益勘定 支弁職員		2		3,636	1,486	5,122	936	6,058
	資本勘定 支弁職員		1		1,983	984	2,967	543	3,510
	合 計		3		5,619	2,470	8,089	1,479	9,568
比 較	損益勘定 支弁職員		0		17	△ 51	△ 34	0	△ 34
	資本勘定 支弁職員		0		0	0	0	0	0
	合 計		0		17	△ 51	△ 34	0	△ 34

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			303			
	補 正 前			360			
	比 較			△ 57			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後			1,152	964		
	補 正 前			1,149	961		
	比 較			3	3		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	17	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	17	職員の変動によるもの 17 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	403	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	403	扶養手当 -90 千円 住居手当 168 千円 通勤手当 89 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 131 千円 勤勉手当 105 千円 児童手当 0 千円	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
下水道施設維持管理業務	469,400			令和7年度	469,400				469,400
汚泥処理運搬業務	53,500			令和7年度	53,500				53,500

令和6年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和7年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,919,814	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>△ 3,588,243</u>	4,794,733	
ニ 建物附属設備	1,145,665		
減価償却累計額	<u>△ 1,109,034</u>	36,631	
ホ 構築物	107,168,384		
減価償却累計額	<u>△ 46,630,774</u>	60,537,610	
ヘ 機械及び装置	32,833,355		
減価償却累計額	<u>△ 21,272,649</u>	11,560,706	
ト 車両及び運搬具	8,490		
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418	
チ 工具器具及び備品	67,248		
減価償却累計額	<u>△ 61,605</u>	5,643	
リ リース資産	5,850		
減価償却累計額	<u>0</u>	5,850	
ヌ 建設仮勘定		<u>1,865,407</u>	
有形固定資産合計			81,768,289
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		5,988	
ロ 電話加入権		<u>3,300</u>	
無形固定資産合計			<u>9,288</u>
固定資産合計			<u>81,777,577</u>

2 流動資産

(1) 現金預金		2,925,219	
(2) 未収金	338,031		
貸倒引当金	<u>△ 9,635</u>	328,396	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,253,693</u>

資産合計

85,031,270

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

34,762,396

企業債合計

34,762,396

(2) リース債務

4,387

(3) 引当金

イ 修繕引当金

24,505

引当金合計

24,505

固定負債合計

34,791,288

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,756,188

企業債合計

3,756,188

(2) リース債務

1,170

(3) 未払金

1,294,598

(4) 預り金

1,606

(5) 引当金

イ 賞与引当金

9,174

ロ 法定福利費引当金

1,800

引当金合計

10,974

流動負債合計

5,064,536

5 繰延収益

長期前受金

63,748,335

収益化累計額

△ 31,605,429

繰延収益合計

32,142,906

負債合計

71,998,730

資本の部

6 資本金

10,082,039

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

798,685

ロ 他会計補助金

36,865

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

913,371

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

939,191

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,097,939

利益剰余金合計

2,037,130

剰余金合計

2,950,501

資本合計

13,032,540

負債資本合計

85,031,270

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、24,385,721 千円である。

II セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:千円)

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合 計
営業収益	1,199,005	398,019	25,608	3,684	1,423	2,755	2,076	1,632,570
営業費用	2,321,762	1,201,317	559,646	40,324	20,459	14,460	54,376	4,212,344
営業損益	△ 1,122,757	△ 803,298	△ 534,038	△ 36,640	△ 19,036	△ 11,705	△ 52,300	△ 2,579,774
経常損益	265,903	108,013	454	9	9	73	91	374,552
セグメント資産	42,276,773	26,374,762	13,761,030	754,524	307,708	90,544	1,465,929	85,031,270
セグメント負債	37,100,913	23,067,157	10,483,229	615,479	158,917	64,232	508,803	71,998,730
その他の項目								
他会計繰入金	1,107,083	664,502	374,105	16,877	19,919	7,660	245	2,190,391
減価償却費	1,671,721	875,600	467,761	28,847	9,705	7,206	50,648	3,111,488
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,146	854	454	9	9	73	91	4,636
固定資産増加額	1,584,097	422,508	0	0	0	0	0	2,006,605

